
◎ 一般質問

○山下 寿副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合立憲の岩切達哉でございます。議会傍聴にお越しいただいた皆さん、そしてネット配信を御覧の皆さんに、まずもって感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。本日、山下副議長の采配の下に、しっかりと務めてまいりたいと思います。

さて、今議会には、宮崎県の総合計画、長期ビジョン案が提案されております。大変大事な計画でして、丁寧に拝見いたしました。

2040年を目指す長期ビジョンには、「共に生き、共に創り、共に栄える宮崎へ」と基本理念がうたわれていました。深く同意させていただきたいと思います。それゆえ、現在において様々な課題に果敢に挑戦を続けなければなりません。どうぞ河野知事には、しっかりと県民にその未来像を訴えていただき、県民と共に誰しもが生きていきやすい社会を引き続きつくっていただきたいと思います。

その立場から、様々な課題を取り上げながら知事の所見を伺います。

最初に、県民の暮らしは、物価高の中で厳しい生活を余儀なくされています。また、格差の拡大も顕著になっています。勤労者にとって生活の糧となります賃金について、その推移を見ますと、名目賃金の上昇はありますが、物価の上昇などを差し引いた実質賃金は低下していま

す。このような中で、以前に増して厳しい生活を余儀なくされている世帯が多く存在している状況です。

まずは、子供の貧困対策について、知事に伺います。

県の子どもの貧困対策推進計画は、2016年3月に作成されました。10年が経過しましたが、宮崎県における子供の貧困に係る知事の問題意識を確認したいと思います。

子供の貧困は、親の貧困、世帯の貧困の課題であります。全国の中でも相対的に所得水準が低いこと、離婚率が高いなど、子供の貧困となる要因が宮崎県に多く存在し、子供の貧困率は高いのではないかとされています。

県は具体的な貧困率を示すことなく対策を行っておりますが、それでも子供の貧困対策は、単にお金の問題ではない、家族のありよう、背景にまで目を配りながら対策しなければならない課題と思います。

知事に、子供の貧困問題に対する認識をお聞かせいただきたいと思います。

次に、指定管理者制度など、業務の外部委託に係る費用の課題について伺います。

公費を使用して県民サービスを提供する方法として指定管理者制度がありますが、その管理者となった民間事業者において、物価上昇や賃金引上げに係る経費の増加について、どう対応されているかを伺います。

過去には、県は指定管理者と協議の上、管理料を見直すこともあったと答弁いただきましたが、既に他県ではスライド制度を導入し、明文化しているところがございます。

指定管理者制度には、仕事を発注する側と受ける側の立場の問題もあり、このようなことから、指定管理料の変更に關して明確なルール

化は有益と思います。

公務労働を外部化することで、低賃金労働者を生み出すことはしないとする知事の政治姿勢に合致する問題と考えますが、スライド制導入について、知事の所見を伺います。

壇上から最後に、困難女性支援法に関連して質問します。

一昨年、令和6年4月1日の法施行から丸2年経過してきた中で、この間、宮崎県の女性を取り巻く諸問題について、私は何度も取り上げてきました。ひとり親世帯、若者人口回復率、男女間賃金格差、そして人工妊娠中絶率や自死の問題、また、ジェンダーギャップ指数に基づく問題も取り上げました。なかなかよい成果が見られていません。

その中で私は、長期ビジョンでも課題となっている、人口減少の根幹である問題とも言える女性の課題に、女性局の設置をして取り組むように求めました。この課題に取り組む知事の姿勢を明確にする、インパクトを持って社会に変革を訴えられるものだという提案でした。知事の所見を伺いたいと思います。

以上を壇上の質問とし、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、子供の貧困問題についてであります。

子供の貧困は、子供の責任によるものではなく、親や世帯の状況によって、子供が健やかに成長するための教育や体験の機会に差が生まれ、それが進学や就業に影響することで次世代にも連鎖する可能性がある、極めて深刻な問題であると認識しております。

計画策定から10年がたち、その間、コロナ禍や長引く物価高騰など困難な状況がありました

が、県では、子供が家庭環境に左右されず、希望を持って生活を送ることができるよう、切れ目のない支援に取り組んでまいりました。

私自身も現場を回る中で、子ども食堂でありますとか、こども園、保育園、様々な現場を拝見するにつれて、子供を中心としながら地域づくりがなされていると、まさに「こどもまんなか」での社会づくりが進んでいると、改めて感じております。

子供を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります、子供は社会の宝であります。未来を築く子供たちをしっかりと育てていくことが、我々に課された最大の使命であります。

今後とも、貧困の連鎖を断ち切るため、市町村や福祉関係団体等とも連携しながら、全ての子供が希望を持って健やかに成長できる環境づくりを推進してまいります。

次に、指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度を適切に運用する上で、昨今の物価高騰や賃金上昇に対応することは、重要な課題であると認識しております。

そのため本県では、特別な事情が生じた場合には、指定管理者と個別に協議した上で、指定管理料の見直しを行っているほか、施設利用料の上限額の引上げなど、必要な対策を講じているところであります。

こうした中、御指摘のとおり、他の自治体においては、サービス水準の維持と雇用環境の改善を目的に、最低賃金や物価の変動に応じて指定管理料を見直すスライド制度を導入する動きも見られております。

県としましては、引き続き、先行事例を参考にしながら、スライド制度導入も含め、実効性のある対策を検討するとともに、指定管理者と連携し、県有施設が安定的に運営されるよう適

切に対応してまいります。

最後に、女性を取り巻く課題についてであります。

現在、女性の働く環境や健康問題、県外流出の増加など、女性を取り巻く課題は広範かつ多岐にわたっており、これらに対応していくことは極めて重要な課題であると考えております。

このため県では、従来から、困難を抱えた女性が安心して暮らせるよう、就業環境の整備や経済的な自立への支援を行っているほか、昨年4月には、新たに筆頭部であります総合政策部に女性活躍推進室を設置して、女性も男性も共に生き生きと活躍できる「とも活」を推進し、女性の意欲や能力発揮の妨げとなっている性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた機運醸成を図っております。

今後も、この女性活躍推進室を中心として、全庁を挙げて連携しながら必要な施策を推進するとともに、私自身も様々な機会を捉えて取組を発信してまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 知事から答弁をいただきました。重ねて伺いたいと思います。

まず、3問目にありましたが、女性のもろもろの課題で改善されたものがあるか、総合政策部長に伺いたいと思います。

先ほど、困難女性支援法について、一昨年の令和6年4月1日施行と申し上げましたが、男女共同参画社会基本法に関しては、6月に施行されたことをもって、6月は内閣府提唱の男女共同参画週間がございます。労働組合連合は、6月を男女平等月間として電話相談などの取組を行い、男女平等、ジェンダー平等、多様性の推進を呼びかけています。

まず、女性の人口が減少している、一度県外に出ると帰ってこない、その背景として、就労

や健康、妊娠・出産、さらに男女共同参画や人権問題などがありますが、これらの多岐にわたる課題を部長はどのようなふうに整理して、どのような政策を県政の中で調整しているか、また、その取組の結果をどう受け止めているかお聞かせいただきたいと思います。

○総合政策部長（大東 収君） 県では、みよぎ男女共同参画プランに基づきまして、女性の多様な課題に対する各種施策の進捗状況等を毎年度各部局と共有し、部局間の連携やさらなる取組強化を働きかけるなど、総合的な施策の調整と推進を図っております。

この中で浮き彫りとなりました、就業環境の改善やアンコンシャス・バイアスの課題に対応するため、女性が働きやすい職場環境の整備に取り組む企業の支援を行っているほか、今年度は、女子中高生向けの理工系企業魅力発見ツアーや、女性特有の健康課題をテーマとする企業研修会に新たに取り組む予定としております。

今後も、各部局と十分連携し、成果も検証しながら、女性を取り巻く課題に対応してまいります。

○岩切達哉議員 女性であっても男性であっても、ただ生まれ持った性で受ける様々な差別や、社会からの疎外感を抱く、社会への不適應を感じる、そのような課題の解決にも取り組みたいと思います。

一つの対応として、同性パートナーシップ制度であります。この制度導入が、基礎自治体では563自治体、都道府県の中では47のうち33都府県となり、人口カバー率は94%弱となっているところであります。

宮崎県は残り14の中にあります。残り14しかないという状況でありまして、長期ビジョンの

宮崎県が目指す将来像1にありますように、一人一人の生き方を認め、それぞれが活躍できる社会の実現のためには、多様性を認める自治体としての宣言でもあるこの制度導入は、他県にこれ以上遅れることがあってはなりません。

宮崎県での同性パートナーシップ制度導入に対して、知事の所見を伺いたと思います。

○知事（河野俊嗣君） 同性カップルに対し、婚姻に相当する関係であることを証明するパートナーシップ宣誓制度につきまして、多くの自治体において導入されていることは、議員御指摘のとおりであります。

一方で、本制度は、法律上の婚姻が持つ相続や税控除、親権の行使といった法的効力がないことから、当事者の方々がいわゆる同性婚の法制化を求めた訴訟について、現在、最高裁大法廷において審理がなされております。

県としましては、今後の司法判断を見極めつつ、適切に対応していくとともに、引き続き、多様な性に関わる人権問題について、あらゆる機会を通じて県民への啓発活動を行うことで、さらなる理解促進に努めてまいります。

○岩切達哉議員 次に、冒頭の質問で、子供の貧困に関連して申し上げたいと思います。

例えば昨日、野崎議員が取り上げた、匿流と言われる重大な事件を起こした実行犯が16歳であったと聞きますと、子供の貧困との関係をおぼろげを得ないのであります。いわゆる境遇というものの、子供の力ではどうにもならない育ちの環境の中で、社会の矛盾を背負わされて育っている子供たちがいるという思いであります。そのことを少しでも解決したい、そのために子供の貧困を取り上げているところであります。

例えば、母子世帯では75%もの世帯が月収20万円以下、特に15万円以下が半数というデータ

があります。

子ども食堂やフードバンクなど、支える体制の強化はありますが、子供の貧困について10年の取組を振り返り、具体的な対策として十分にできたこと、まだまだできていないことについて、福祉保健部長の受け止めを伺いたと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、子供の貧困対策として、「教育の支援」「保護者の職業生活の安定と向上のための支援」「生活の安定の支援」及び「経済的支援」という4つの柱を掲げ、学校や塾に通えない子供に対する学習支援や、ひとり親家庭の親に対する資格取得支援、ハローワークと連携した就労機会の確保等に取り組んでまいりました。

一方で、依然として支援が必要な世帯も多いと考えておりますので、今後は、市町村や福祉関係団体と十分に連携しながら、真に必要な世帯に適切に支援が行き届くよう、引き続き取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 子供の貧困率について、10年前には一定の数字を示しながら考えを述べておられた計画書を読みましたが、最近はお示しいただけていない。その背景は、その基になるデータもいろいろ考え方があるということだろうと思います。

データにこだわるわけではありませんけれども、一定の数、ひとり親世帯では75%が20万円以下の所得であるという事実だけは見えておりますので、そういったところをしっかりと捉えながら、具体的な支援の量をはかっていただきたい。そういうようなところが、先ほど御報告いただいた成果なりの中にどう見つけていけるのか、これからも議論させていただきたいと思っております。

ひとり親をはじめとして、子供の貧困の解決に、勤労者の賃金引上げは重要な課題です。

最低賃金の議論は、中央最低賃金審議会が今月から来月、改定額の目安を提示し、地方最低賃金審議会がこの目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰めの審議が行われる流れです。その時期は7月から8月となります。

近年、最低賃金の在り方に、都道府県知事の意見表明がありますが、貧困の問題という視点からも、勤労者の就労収入引上げは影響が大きいと考えます。

最低賃金の議論に対する知事の意見表明はあってよいのではないかと思います。知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 長引く物価高騰の中、労働者の生活安定の面からも、最低賃金の引上げは重要な課題であると認識しております。

最低賃金は、御指摘がありました中央最低賃金審議会が示す引上げの目安額を参考に、地方最低賃金審議会での議論の上、各都道府県の労働局長が決定しております。

この審議会において、本県の景気動向等を総合的に勘案しながら、労働者側、使用者側を含めた関係者の意見も含め、慎重かつ十分に議論を尽くされるものと認識しておりまして、その決定に係るプロセスを尊重する必要があると考えております。

県では、長引く物価高、そして中東情勢がさらに加わって厳しい状況にあります中小企業等が、賃上げの原資を確保していくことが重要であると考えておりますので、生産性向上の支援や適切な価格転嫁の促進等に取り組むとともに、先月、国に対し、持続的な賃上げ環境の整備に向けて、必要な対策を講じるよう要望したところであります。

引き続き、国や関係団体等と連携し、中小企業が将来にわたって安心して賃上げに取り組むことができるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 世界はコストカット経済から成長促進経済へという話を伝え聞いておるところでございます。賃金を上昇させることで消費が盛んになるという構造へ変えていこうという流れでございます。そのことに関して、ぜひ使用者の皆さん方にも御理解いただいて、知事として全国最下位の最低賃金水準というもののからの脱却を実現していただきたい、そのように思うところであります。

壇上で伺った2点目の指定管理者制度の管理料の課題に関して質問させていただきます。

指定管理者制度の管理料が固定的であることで、急な物価上昇や賃金上昇に対応できないことにならないよう、埼玉県や群馬県、神奈川県、さらには宮崎市などが、物価スライド制度、賃金スライド制度というものを制度として公表しています。

宮崎県でも制度導入の御検討をされるということをお先ほど御答弁いただきました。経営安定、サービスの維持、そこで働く皆さんのためにも、他県に遅れることなく早急に導入されることを重ねて求めたいと思います。

もう一つ、市町村が行う業務の外部委託を引き受ける事業所で働く労働者が多くいらっしゃいます。

ごみを収集いただく環境衛生事業はその典型かと思いますが、市町村が環境衛生事業所に支払う費用など、公務労働の担い手に対して支払うべき費用は、昨今の物価高騰、人材難などに対応できているのか、市町村に対し、時に指導的な役割を果たす総務部長に、その実態を伺い

たいと思います。

○総務部長（田中克尚君）　ごみ収集等の公共サービスは住民生活の基盤であり、その安定的な提供は極めて重要であります。

このため国は、昨今の物価高騰等を踏まえた予定価格の作成や契約変更等を促す通知を随時発出しておりまして、県では、国の通知に基づき、各市町村において適切に対応するよう呼びかけてきたところです。

昨年12月に公表された国の調査によりまして、例えば、一般ごみ収集の民間委託を行っている21市町村のうち、13市町村が令和7年4月1日までに契約変更等の対応を実施済みであり、その後も適切に対応していただいている市町村は増加していると見込んでおります。

県としましては、適切な価格転嫁がなされるよう、引き続き、市町村へ必要な助言等を行ってまいります。

○岩切達哉議員　ありがとうございます。どうしても仕事を発注する側と受ける側の力関係というのは存在すると思うんです。ぜひそういった意味で、自治体の仕事を委託している、頼んでいる業務に関して、そこで従事する皆さんが、市町村から、また県も含めて、業務を受けているので苦しいというような状況にならないように、しっかりと点検、チェック、指導を、県には御対応いただきたいと思います。

では、別の問題に移りたいと思います。最初、社会的養護に係る課題でございます。

乳児院や児童養護施設は、2018年以降、機能強化とともに、多機能化、小規模分散化を進める動きが本格化してまいりました。また、高度な子育て支援能力を持つ機関として、その役割を果たしていただくとされています。

県内において、児童養護施設機能強化に対す

る取組がどのように進められてきたか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　乳児院や児童養護施設は、家庭での養育が困難な子供たちの生活の場でありますので、できる限り家庭的な環境を整えるため、施設の小規模化・地域分散化を推進しており、令和8年5月末現在、県内では12か所の地域小規模児童養護施設が開設されております。

また、施設には、地域のニーズに応じて、社会的養育の拠点としての機能を担う役割も求められており、県では、市町村が施設を活用して実施する、短期入所などの家庭支援事業を支援しているところです。

今後も、地域全体で子供を養育する体制を構築するため、施設や地域の実情を踏まえ、児童養護施設等の機能強化に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員　児童養護施設等の機能強化は、高止まりしている虐待問題に欠かせないことだと思います。とりわけケアニーズの高い児童の養育は、児童養護施設に頼ることとなります。引き続き取組を強化いただきたいと思います。

次いで、宮崎県における虐待予防に対する取組状況を伺いたいと思います。

まずは、体罰によらない子育てについて、県の取組状況を福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　子供への体罰は、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼすだけでなく、その尊厳を傷つけるものであり、しつけの目的であっても許されるものではなく、民法等で禁止されております。

県では、「体罰は絶対に許されない」という

意識を社会全体に浸透させるため、研修及び啓発を実施しており、令和7年度は、県内の小中学校、保育園、幼稚園の職員や民生委員・児童委員などを対象として、36回の研修を行い、1,863名が受講いたしました。

今後も、児童相談所の虐待対応を強化するとともに、誰もが体罰によらない子育てが当然であるとする社会づくりに取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 先日、著名な方が年齢の高い子供さんに対して暴力を振るったということがメディアで取り上げられていました。それに関して、それぐらいはあっていいという立場の御意見も散見されたということでございます。日常的なことではないというお話ではございますけれども、いずれにしても、体罰によらない子供との関わりというものがしっかりと大人社会の中に定着していれば、あのような展開にならなかったかなとも思うところでございますので、ぜひそういった取組を引き続き強化いただきたいと思います。

体罰は、研究によれば、道徳的価値が備わることを低下させる、また攻撃性を高める、非行や反社会的な行動を高めるなどのマイナス作用しかなく、暴力への親和性を高めるとのことです。虐待件数が高止まりする社会を減少に向かわせるための新たな試みが必要だと考えます。

児童の権利に関する条約に基づきまして、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正において、体罰は許されないものであると法定化されました。

体罰によらない子育てが養育者の間に広まっていくためにも、子供を監護教育する立場にある学校教諭に十分な知識が必要であると思いま

すけれども、どのような研修がなされているか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 学校では、体罰によらない教育はもちろんのこと、体罰に至らないまでも不適切な言葉かけや強い叱責などが子供の心を傷つけてしまうことから、大人の子供への不適切な関わりを示すマルトリートメントについての研修を行っております。

教職員に対しては、人権意識を高め、意欲を持って人権問題の解決に取り組むことを目的に、県立学校の人権担当者及び市町村教育委員会職員を対象とした研修の実施や、各学校が実施する研修への支援などを通して理解を深めております。

また、保護者に対しては、家庭教育学級等において、県教育委員会が実施するサポートプログラムを活用し、体罰によらない子育ての周知・啓発を行っております。

○岩切達哉議員 子供を取り巻くそれぞれの機関が思いを一つに取り組まれるように求めたいと思います。

次に、また福祉保健部長に伺いたいと思います。

今、保護者の勤務開始が早いということで、小学校1年生などが朝一人、自宅で登校時間を待つという話を聞きました。また逆に、夕方一人、保護者の帰宅を待つという話もあります。

親の就労時間が9時から5時までという定型の方は少数になり、サービス業などでは、朝のシフトや夕方から夜のシフトなど、顧客の利用しやすい時間に労働力を必要として、結果、核家族化の下で子供のための時間が発生しているという実情です。福祉保健部長に、この課題をどのように捉えているか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 共働き世帯の

増加などに伴い、早朝や夕方における子供の居場所の確保が重要であると認識しており、県では、放課後児童クラブを中心とした受入れ体制の充実に取り組んでおります。

具体的には、土曜日や夏休みなどにおける開所時間の前倒しや、平日の閉所時間の延長のほか、平日の朝はファミリー・サポート・センター事業を活用しました預かりを行うなど、市町村と連携しながら、保護者が利用しやすい受入れ環境の確保に努めております。

こうした取組に加え、企業・団体等で構成する官民連携の推進会議などを通じて、時差出勤やテレワークなど柔軟な働き方を推進することで、社会全体で子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 昭和以降の経済の在り方が、核家族というものをこの日本につくり出したというお話を伺いました。核家族化ゆえに、このような問題が発生するという論でございます。社会がそのことをフォローしていくことで、この国の経済も含めて守っていく、そのような姿勢が必要なんだろうと思います。ぜひ取組方をお願いしたいと思います。

次に、親亡き後支援についてであります。

障がい児者の保護者との対話の中で、自らがいなくなった後のことが大変気がかりだというお話を聞くことがあります。

親なきあと相談事業という取組が隣県の大分県で平成29年から実施されています。宮崎県の対策について、いかがな状況かお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 障がいのある方の親亡き後の生活は、本人や御家族にとって大変切実な問題であり、その不安は、将来への漠然としたものから、金銭管理などの具体的な

問題まで多岐にわたっております。

このため県では、アドバイザーを市町村に派遣し、地域における相談窓口の充実を図るなど、障害福祉サービスの利用や日常生活の困り事を身近な地域で支えられる体制の構築に対して支援しております。

今後はさらに、想定される様々な課題や準備すべきこと、相談先を分かりやすく整理し、広く周知を行うなど、市町村や関係機関等と連携し、障がいのある方が親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 親亡き後に係る相談が増えていくという実情に対して、県では相談先を分かりやすく整理すると今お答えいただきました。ぜひ事業の明確化をしていただきたいと思います。

次に、身寄りのない高齢者への支援についてであります。

宮崎県の高齢者のうち、3割が単身世帯、また高齢者夫婦のみの世帯も3割、6割がそういう状況にある。

4月になって国会に提案されました社会福祉法等の一括改正案では、身寄りのない高齢者への支援強化が求められるとして、死後事務などの取組を制度化する内容となっています。

2年前に死後事務について伺ったときには、県は市町村の社協と共に研究しているという御答弁をいただきました。

これまでの宮崎県における独居高齢者に対する支援の実情について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 独居高齢者のさらなる増加が見込まれる中、その実態を把握し、支援につなげることが大変重要であると考えております。

県ではこれまで、高齢者が孤立することがないよう、市町村や社会福祉協議会との情報共有や、新聞・宅配業などの民間事業者等と連携した見守り活動に取り組んできたところです。今後さらに、地域における交流や活動の場づくり等に取り組み、支援につなげることとしております。

また、死後事務を含む課題については、国等の動きを注視するとともに、関係機関等と連携しながら検討を進めていくこととしております。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援の充実に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 長期ビジョンでは共に生きていこうというお話でございますし、前の議会でも、孤立死、孤独死などの話も取り上げられておりますので、ぜひそのような取組の強化をお願いしたいと思いますし、成年後見制度というもので、市町村首長が家裁に申し立てる、それが1万件を超えたという現状だと伺っております。そういうようなことで、市町村も御奮闘いただいているということですが、県がリーダーシップを取って、様々な課題に対し、先駆的な取組をお願いしたいと思います。

さて、話は変わりまして、県土整備部長に、公営住宅に関連して3点伺いたいと思います。

最初に、入居率の減少に伴う共益費の負担問題であります。

例えば20戸建ての集合住宅に10戸しか入居がないときに、高架水槽へのくみ上げのための電気代や階段の電気代など、共益費を10戸で割って負担することになります。大変負担額が高いとの相談を受けました。県土整備部長に、この問題について、どのようにお受け止めか伺いた

いと思います。

○県土整備部長（中原 学君） 県営住宅の階段や廊下、緑地などの共用部分は、公営住宅法により、入居者が管理運営し、費用を負担することが原則となっております。

しかしながら、入居率の減少に伴い、入居者が負担する共益費の増加が進むことは、住宅困窮者へ低廉な家賃で住宅を供給するという県営住宅の本来の目的を果たせなくなることから、県といたしましても、重要な課題であると認識しております。

また、入居者による共益費の徴収業務や共用部分の維持管理など、年々厳しくなっている状況にあります。

このため県では、現在、管理運營業務の代行について検討しておりますが、共益費の負担軽減策につきましても、他の自治体の状況を踏まえながら今後研究してまいります。

○岩切達哉議員 御認識いただいているということでございます。前向きなことで受け止めていただきたいと思います。

次に、勤労世帯は名目賃金が上昇する環境にあります。そのことで、公営住宅の入居要件となっている所得の制限を超える、いわゆる所得超過となって、公営住宅からの退去を迫られるという問題があります。このような世帯は、草刈りなどの団地の共同作業の中心的担い手、また、子供を育み、地元PTAでも活躍されておられるのですが、退去を求められると。

一方で、施設の老朽化もあって入居率は低くなっているという課題について、このままにしているのかというふうに思います。率直に部長の考えをお聞かせください。

○県土整備部長（中原 学君） 入居後に収入が増加し、高額所得者として認定された世帯に

は、法に基づいて期限を定め、住宅の明渡しを求めています。

しかしながら、地域活動の担い手となる世帯が、近年の収入の増加により、高額所得者として認定され、退去することは、地域コミュニティへの影響のみならず、入居率の低下にもつながることから、収入基準の見直しに関する実情や地域の声を国に届けてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 次は、空き室の福祉目的利用許可について伺いたいと思います。

まずは、利用できる方向で国と協議してほしいと思っています。居住の用に限らず、団地入居者の福祉的な拠点としても認められている事例が報告されております。国土交通省の担当の方にも直接お会いしましたが、どしどし協議してほしいということでございました。

宮崎県では、県営住宅の居住ではない目的外使用について柔軟に対応いただけるか、部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（中原 学君） 県営住宅の空き住戸につきましては、これまで、居住を目的とする場合に限定して、災害による被災者の方々や外国人労働者などの利用を認めております。

しかしながら、空き住戸が地域での福祉活動の一環として利用されることは、福祉の向上やコミュニティの維持につながり、地域住民にとって大変有意義であると考えております。

近年、他の自治体において、地域の高齢者や子育て世帯への支援活動の場として利用を認めている事例も見られますことから、現在、居住を目的としない福祉活動の利用について、国と協議を進めているところであります。

○岩切達哉議員 いずれにも積極的な姿勢をお

示しいただきました。御期待申し上げたいと思います。

次に、子供の健康に関わる問題で、教育長に見解を伺いたいと思います。

一つは、紫外線対策としてのサングラス利用です。

昨日、知事からも気温上昇に対する懸念が述べられましたが、気象庁の分析では、紫外線は過去に比べて強くなっており、環境省でも外出を抑制したほうがよいレベルになっている日数が増加していると言います。

幼児や小学生は、大人に比べて紫外線によるリスクが高く、はるかに多くの時間を屋外で過ごしていますが、一方でサングラス利用については、見た目の印象が悪いという意見があります。教育長の見解をお聞かせください。

○教育長（吉村達也君） 紫外線から児童生徒を守る取組は重要であると認識しております。

学校でのサングラス使用については、屋外活動も多いことから、紫外線対策が必要な児童に十分配慮しつつ、表情が分かりづらくなることによるコミュニケーション上の問題や、視界が狭くなることによる安全上の問題等も考慮し、児童生徒及びその保護者と学校が協議の上、他の児童生徒の理解も含め、適切な使用の在り方について、個別に判断する必要があると考えております。

○岩切達哉議員 近視の増加問題について、教育長に伺いたいと思います。

パソコンやタブレットなどの機器を利用する時間の増加の中、近視や乱視が進む環境にございます。子供の目の健康にどう対応していくかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 2025年の学校保健統計調査によると、本県の小学5年生における裸

眼視力1.0未満の割合は、10年前と比べ2.5ポイント増の39.2%となっており、ここ数年は横ばいで推移しているものの、各学校において対策を講じる必要があると認識しております。

このため教育委員会では、GIGAスクール構想により授業等でタブレットを使用する機会が増えることから、目の健康を守るため、画面から目を30センチ以上離して使うこと、30分に1回は目を休めること、部屋の明るさに合わせて画面の明るさを調整することなど、注意事項を示したパンフレットを作成し、各学校を通して、児童生徒及び保護者に指導しております。

今後も、学校と家庭が連携し、視力低下を抑制する取組を行ってまいります。

○岩切達哉議員 4割近いお子さんがその影響を受けていらっしゃるという結果だと聞きました。最終的には保護者の判断とは思いますが、ぜひ啓発に力を入れていただきたいと思います。

次に、災害対応について、危機管理統括監に伺いたいと思います。

昨年度ですが、トイレカー、マンホールトイレの整備をされるとのことでした。事業の進捗状況についてお聞かせください。

また、県民から、備蓄品に、パンクしたときに使うものですが、車載ジャッキを加えて備蓄するほうがよいという声をいただきました。これは倒壊した家屋やブロック塀に隙間をつくるためと言うのですが、統括監のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県では、災害関連死対策として、トイレの衛生環境の改善など避難所の環境整備を進めており、マンホールトイレにつきましては、避難所となる県有施設42か所のうち、下水道が整備されている25施

設に合計80基を昨年10月までに整備したところであります。

また、トイレカーにつきましても、昨年度中に事業を完了する予定でありましたが、基礎車両の調達に日時を要したため、本年中に3台を整備することとしております。

ジャッキにつきましては、大規模災害時において、倒壊した家屋や家具の下敷きになった人々を迅速に救助するために有効な資機材の一つであると認識しており、市町村と連携して、自主防災組織等が備蓄する際の購入費用の支援を行っているところであります。

○岩切達哉議員 よろしくをお願いします。

では、自転車の交通安全に係る課題について取り上げたいと思います。

自転車の交通違反取締り強化がこの春からありました。その中で、本来、車両としての自転車は、歩道通行は例外となっていて、車道の左側を通ることを徹底されるとのことであります。

例外的に、歩道を通行してもよいとする歩道通行可という標識が設置されている歩道があります。私が住む町の歩道は、これまで自転車通行可の標識がありました。最近になって、その標識が撤去されていました。ここは宮崎西高校の通学路に当たります。通学時間には、それなりの台数の自転車が走るわけであります。高校生の安全確保のためには、学校周辺では歩道通行可であったほうがよかったと私は思います。

歩道通行可であったものを撤去した理由と、高校や中学など大量の自転車が通る場所の安全確保について、警察本部長のお考えをお聞かせください。

○警察本部長（高井良浩君） 御指摘のとおり、自転車は車両の一種でありまして、車道通

行が原則でありますことから、自転車歩道通行可の規制については、学校周辺に限らず、県内全域において見直しを行っております。

具体的には、現場の交通実態や道路構造、路面標示等の整備状況、自転車が車道通行した場合の危険性等を見極めた上で、歩道を通行する歩行者の安全な通行の確保を目的として規制を解除し、原則に戻って車道通行することとしております。

なお、学校周辺の規制を解除した場合であっても、道路管理者等と連携して自転車の安全な通行空間の確保に努めるとともに、中高校生に対する交通安全教育や、危険な運転等に係る指導・警告等を適切に実施し、学校周辺の交通事故の防止に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 では、学生の通う高校や中学校において、自転車利用に係る安全指導の状況について、どのように行われているか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒の多くが自転車を活用していることから、各学校では、交通安全意識を高めるため様々な取組を行っており、映像を活用した安全な自転車運転の指導や、関係機関と連携の上、自転車事故を再現し、事故の怖さを実感させるなどの取組を通し、指導を行っております。

さらに、児童生徒が主体となった、通学路の危険箇所を示した安全マップの作成や、警察等と合同での街頭指導など、危機意識を高める取組も行われています。

自転車ヘルメット着用の法制化や、いわゆる青切符制度も導入されたことから、児童生徒が自分の命は自分で守るという意識を高める安全指導をさらに充実させてまいります。

○岩切達哉議員 大量の中学生、高校生が、こ

れまで歩道通行可ということで通っていた場所において、車道を通ることになっておることについて、現場の先生方を含めて実情を把握していただき、必要なときには管轄の警察に御相談いただいて、より安全な通学ができるように御努力いただきたいと思います。

自転車の安全に関していろんな意見がありますが、何より自転車先進国のように自転車専用レーンが整備されることが望ましいわけであり

ます。
県土整備部には、自転車交通の安全対策が強化されてきた現在の状況の下で、例えば自転車専用レーン、また、道路を自転車交通に適するように整備していくことが求められていると思いますが、このことに関して、どのような見通しを持っておられるか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（中原 学君） 自転車通行空間の整備につきましては、市町村が策定する自転車ネットワーク計画に位置づけられた道路について、国、県、市町村が一体となって進めることとしております。

県内で最も早く令和2年3月に計画を策定した宮崎市では、市街地において、矢羽根型路面標示の設置や、歩道と自転車道との分離など、自転車利用の環境整備に取り組んでいるところです。

しかしながら、計画を策定済みの市町村は3市にとどまっていることから、宮崎市における取組を県内に広げるため、まずは、計画策定の支援等を進めていくこととしております。

県といたしましては、国や市町村等と連携しながら、安全で快適な自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 自転車の安全についてお三方

に伺いましたけれども、取締りというか、指導の強化が先になったのか分かりませんが、警察の取組に柔軟に対応してほしいというのは、ちょっと表現がおかしくなってしまうので、ぜひ、今、県土整備部長からありました各市町村自治体と連携した道路環境の改善、そういったものにも御尽力いただきたいと、よろしくお願いしたいと思います。

環境行政について、1点伺いたいと思います。第四次宮崎県環境基本計画において、PFASの対応はいかにする意向なのかお聞かせいただきたいと思います。

基本計画書を見ますと、PFASは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、環境や人の健康に影響を及ぼすと書かれております。計画書には、そのことを踏まえ、監視していくとなっています。いかなる対応をするのか、考え方を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） 県内の地下水などの一部で、PFASの指針値超過が確認されておりますことから、今年3月に改定しました第四次宮崎県環境基本計画に、PFASの継続的な監視調査の必要性を新たに盛り込んだところであります。

県では、毎年度作成する水質測定計画に基づきまして、河川や地下水の調査地点を定めて水質調査を行っており、PFASの指針値超過が確認された場合には、超過範囲の特定や発生源の調査を進めるとともに、継続監視を行うこととしております。

現在、国において、PFASに関する対策技術や健康影響についての科学的知見の集積が進められておりますことから、国の動向も注視しながら、今後も適切に対応してまいります。

○岩切達哉議員 本年4月から水道事業者には

検査義務が課せられるなど、対策が制度化されつつある段階です。県の努力によりまして、万一にも健康被害が後から判明したなどのようなことが発生しないように、監視の強化をお願いしたいと思います。

次は、スポーツ大会施設のトイレ問題についてであります。

競技場のトイレ個数について、2026年3月13日、国土交通省が「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関するガイドライン」を公表しました。県内で最近になって建設されたスポーツ施設のトイレの数は、この新しいガイドラインに沿うものか、沿わないものか、確認したいと思います。スポーツ施設管理を所管される教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県が整備したKUROKIRI STADIUMなど主要3施設のトイレは、公共施設の建築設計に広く用いられる一般社団法人空気調和・衛生工学会の基準に基づき、想定される利用人数や男女の比率等を勘案して、必要な便器数を整備しております。

なお、議員御指摘の今年3月に国土交通省が提示したガイドライン案では、一般的に女性のほうが待ち時間が長くなるなどの状況を踏まえ、利用者がおおむね男女同数となる施設やイベント等においては、女性用の便器数を男性用以上にするなどが示されております。

このため、大規模な大会等の開催の際には、ガイドライン案を踏まえ、主催者と連携し、利用者の状況を想定の上、男性用の一部を女性用に変更、また仮設を設置するなど、柔軟な対応も検討してまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ大会等も実施される折には、配慮した個数を準備いただきたいと思います。

一方で、障がい者に配慮したトイレについてあります。

国スポの後、障スポが行われますので、私は大変気にしております。障がい者用トイレまたは多目的トイレがありますが、そこは車椅子のまま利用できる広いスペースは当然ながら、様々な障がい特性がある方々が利用されますので、障スポ会場となるスポーツ施設の多目的トイレは、それに対する配慮がなされている状況が必要ですが、大会準備をされる国スポ・障スポ局長に、その実情を伺いたと思います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 全国障害者スポーツ大会には、様々な障がいのある選手や関係者が多く来県されることから、誰もが利用しやすい会場づくりに取り組むことが、大会運営上、大変重要であると認識しております。

多目的トイレにつきましては、現在、令和5年に障がい者関係団体や競技団体等と実施した競技会場バリアフリー調査の結果を踏まえ、既存施設に加え、必要に応じて仮設の施設を設置するとともに、障がいの状況にも配慮したボランティアの配置など、競技会場ごとの全体的な計画を検討しているところであります。

今後は、現地での確認や競技団体等との意見交換を丁寧に行いながら、選手や関係者が安心して大会に参加できる環境整備を進めてまいります。

○岩切達哉議員 災害時のトイレの問題、そしてスポーツ施設のトイレの問題、障がい者用トイレの問題ということで、トイレについて3問も取り上げましたが、議事録を過去に遡って調査すると、3桁の数字でトイレの議論がなされているんです。やはり人間が生きていく中で、

大変重要な行為、営みでございまして、それにしっかりと対応すること、昨日は高校におけるトイレの話がございました。ぜひ、予算をかける部分のうち、トイレということについて御配慮いただきたい、御準備いただきたいと思います。

最後の質問になります。工業技術センター、食品開発センターに備えます試験機器類の整備について伺いたと思います。

これらのセンターは、これまでも県内事業所のために先進的な研究を行い、その成果は、私よりも、知事をはじめ県当局の皆さんが御承知のとおりでございます。

ここで利用する試験機器類の整備について、公益財団法人J K Aからの補助金を期待した予算となっていると伺っております。

J K Aは、競輪やオートレースの売上金の一部で支援されている団体と伺います。その際、申請を認めてもらえるか否かで、整備したい機器類が今年整備できる、またはできない、来年なのか、はたまた未来にわたって難しいのか、こういうことで工業技術センターや食品開発センターの試験機器類の整備が行われていくということによろしいのかという質問であります。

工業技術センターが果たしている県内の中小企業支援のことを踏まえて、私は、もちろん補助金をもらえる分は頂くとして、外れた部分は県費で買うことが大事であろうと思うんですが、そのような予算の準備がなされるのか。ぜひ県内中小企業の期待を背負って、しっかりとした整備をされていくことを求めたいと思います。ここは知事の所見を伺いたと思います。

○知事（河野俊嗣君） 工業技術センター等で使用する機器につきましては、競輪等の収益を

財源とする補助制度などを活用し、機器の使用頻度や耐用年数等を考慮した上で、限られた財源の中で計画的に整備を進めております。

年度によりましては、一部が不採択となる場合もありますが、翌年度以降に再度申請を行っておりまして、今年度は、以前、不採択となった機器も含め、全て採択がなされたところであります。

県では、機器の導入更新が遅れた場合でも、引き続き使用可能な既存機器の活用を図っており、機器がない場合においても、県内外の公設試験研究機関を紹介するなど、企業の利用にできるだけ影響を及ぼさないよう対応しております。

県内中小企業の技術の高度化や生産性の向上に果たす両センターの役割は、大変重要であると認識しております。今後も、補助金等の財源を積極的に活用し、必要な環境整備等の取組を着実に進めてまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ目を配っていただいて、県内中小企業の発展のために、それぞれのセンターが活躍いただくように御期待申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○山下 寿副議長 次は、山口俊樹議員。

○山口俊樹議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自民党の山口俊樹です。傍聴にお越しいただいた皆様、いつも本当にありがとうございます。また、インターネットで見ていただいている皆様にも感謝を申し上げたいと思います。本日は、市議会からも鈴木議長をはじめ、市議の皆様にもお越しいただいております。市と県をしっかりとつないでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

早速質問に入ります。

先日、国勢調査や人口動態統計の結果が発表され、人口減少や出生率の現状が数値として出てまいりました。県の総合計画における人口推計などと比較しても、人口減少のスピードは想定以上で、様々な分析ができると思います。

そこで、国勢調査の結果を踏まえ、人口減少に関する知事の受け止めをお伺いいたします。

壇上からは以上とし、以降は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

令和7年国勢調査速報値による10月1日現在の本県人口は101万8,904人となり、令和2年から約5万人減少しております。

現在の県総合計画では、令和7年の人口を約102万9,000人と見込んでおり、今回の調査結果で、想定を上回る速度で人口減少が進んでいる実態が浮き彫りとなり、改めて強い危機感を抱いております。

一方、先日発表されました昨年の合計特殊出生率は1.46と、令和元年以来6年ぶりに上昇し、全国順位も再び2位となるなど、現在、重点的、集中的に取り組んでおります子ども・若者プロジェクトの効果が現れ始めたものと一定の手応えも感じ、将来への希望も持ったところであります。

今後も、長期にわたって人口減少が進む見通しの中、引き続き少子化対策や若者・女性の県内定着の促進など、人口減少の緩和策に粘り強く取り組むとともに、日常生活に不可欠な医療・福祉、交通・物流の維持充実や行政機能の確保など、縮小する人口規模への適応策をより強化しながら、誰もが安心して暮らせる県づくりを全力で進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○山口俊樹議員 ありがとうございます。宮崎に限らず、想定以上の速度で全国的に人口減少が進んでいますので、事実に基づいて、今後の対策をしっかりと一緒に考えていければなと思っています。

ここからは各項目の質問に入らせていただきます。

まずは、教育関係についてです。

県立図書館、皆さん行かれたことがあると思いますが、比較的格式があって落ち着いた雰囲気施設の施設です。

一方、新しく整備された他自治体の図書館は、オープンな雰囲気、カフェとかが併設されたりしているものもあると思います。

そうしたこともあって、県民の方から、県立図書館でも本を閲覧しながら飲物を飲んだり、もう少し柔らかい雰囲気での利用ができないかとの声をいただきました。

そこで、県立図書館の閲覧室や児童室における飲料の取扱状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県立図書館の閲覧室や児童室においては、貴重な図書資料等の破損を防ぐため、飲食物の持込みを禁止していましたが、熱中症予防対策として、令和5年度より、蓋つきのペットボトルや水筒などに限り、持込み可能となっております。

今後も、大切な図書資料を守るため、その取扱いについて御理解いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。

○山口俊樹議員 実は飲んででもいいんですよということでございました。ただ実際、私も図書館に行きますけれども、飲んでの方はあまり見かけなくて、静かで緊張感がありますよね。ルールを守れば飲んでいいですよと今回確認で

きましたので、多くの方に使い勝手のいい場所になればいいかなと思います。

県立図書館の2階に何があるか御存じでしょうか。研修室や休憩スペースなどがありまして、私は、ちょっと暗くて、あまり活用されていないかなという印象を持っています。

研修室の利用には、それなりにハードルがあるようですけれども、せっかくなら多くの方に使っていただきたいなと思っているところです。

そこで、2階にある研修室等の利用状況と、利用条件の緩和が検討できないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 2階の研修ホール等においては、県民を対象とした文化講座や市町村図書館職員等の研修などを計画的に実施しております。

また、主催事業による利用がないときは、読書団体や文化団体など、図書館事業と関連した活動を行っている社会教育団体等に対し、貸出し可能な4部屋を利用いただいております。令和7年度の貸出状況は、延べ188団体、6,419人で、部屋の稼働率は約40%となっております。

県立図書館は、「人づくりと地域づくりに役立つ図書館」を理念としていることから、広く県民を対象に、理念に沿った活動を行う団体等への貸出しも検討してまいります。

○山口俊樹議員 稼働率でいうと約4割ということで、まだまだ伸び代があるかな、もったいないかなと感じたところです。利用条件の緩和を検討いただけるとのことですので、柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

図書館関係、最後の質問です。

県立図書館は、私が中学とか高校の頃から、レイアウトや雰囲気がほとんど変わっておりま

せん。落ち着いた雰囲気もいいんですけども、利便性などを鑑みて、レイアウトの変更とか、お金をかけない形でのリニューアルがそろそろあってもいいのかなと思っています。

そこで、今後、閲覧室のレイアウト変更などの予定は検討できないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 閲覧室は、利用者の利便性の確保や適切な管理のため、図書を分類ごとに配置するとともに、紫外線に直接触れないようなレイアウトとしております。

建物の構造上、大幅なレイアウトの変更は難しいものの、時代の変化や利用者のニーズを受け、これまで、若者向けの本を集めた青少年コーナーや、ビジネス支援に関連する本を集めたコーナーの設置などを行っております。

県民の方々にとって、より親しみのある図書館となるよう、引き続き、閲覧室入り口付近の見直し改善や展示書架の配置の工夫に取り組むほか、令和10年度の県立図書館ビジョンの改定に当たっては、オープンな雰囲気の図書館づくりについても議論してまいります。

○山口俊樹議員 次の図書館ビジョンの改定において議論していただけるということで、少し進んだのかなと思います。あのエリアは、図書館単体ではなくて、周辺施設との連携というものに非常に可能性があるなと感じておりますので、そこも意識しながら、もっと利用者が増えるには、利用がしやすくなるためにはどうすればいいのかという視点で、今後も積極的な挑戦をお願いしたいなと思います。

続いて、県立高校について伺います。

まず、校則についてです。

全国の若手議員の仲間で、校則議連というものをつくって活動している人たちがいます。私

自身はその議連に入っていないんですけども、メンバーの「校則は自治、自ら治める、これを学ぶスタートだ」という思いに共感したところです。

そのメンバーによると、まず行すべき重要なことは、校則を外部にしっかりと公表することだということだそうです。

そこで、県立高校における校則の公開について、現状と今後の対応を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 校則には、健全で規則的な学校生活を送るため、生徒が守るべき事項として、始業及び終業時間や、頭髮、服装、通学の手段などを定めております。

また、その内容については、社会状況の変化や社会通念に照らして、見直しが適切に行われる必要があります。

そのため、校則の内容については、広く周知が図られるよう、学校のホームページ等に公開することが求められております。

各学校では、校則を生徒が自主的に考えるよう促すとともに、保護者にはPTA総会等において周知を図っておりますが、ホームページ等に掲載している学校が現在4割にとどまっていることから、早急に掲載するよう指導してまいります。

○山口俊樹議員 教育委員会としても、ホームページなどで公開することは望ましいと考えているものの、実際の公開は4割ということでございました。

数年前、ブラック校則の議論があったことを覚えていらっしゃる方は多いと思いますけれども、その後にも、毎年のように教育委員会としては通知などで公開のお願いをしていたようなんですが、対応していたのは実は4割にとどまっていたということが今回明らかになったと

うか、実態だったと聞いております。

校則は、在校生への影響のみならず、受検生にとっても学校選択の判断材料にもなり得ますので、早急な対応をよろしくお願いいたします。

続いて、県立高校入試でのWEB出願について伺います。

私は、これまで何度か取り上げてきて、他県の導入状況や利便性、働き方改革の観点からも、導入すべきだという立場で今まで議論してきました。これまでWEB出願の導入のハードルとなっていました受検手数料の収入証紙納付につきましても、この2月、収入証紙の廃止方針を明確に県から示していただきましたので、障壁がなくなったと思っております。いよいよ導入のときが来たかなと感じているところで。

そこで伺いますが、県立高校の入試におけるWEB出願の現在の検討状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） WEB出願の導入は、中学生にとっては出願手続の利便性向上、中学・高校にとっては入試業務の効率化につながり、教職員の働き方改革にも大きく寄与すると考えております。

現在、教育委員会では、既存の電子申請システムを活用したWEB出願のシステム構築を進めており、今後、実用面での問題がなければ、WEB出願へと切り替える予定としております。

○山口俊樹議員 既存のシステムを活用して、既にWEB出願システムの構築を進めていますと、今後WEB出願へと切り替える予定ですということです。時期については明確な答弁はなかったですけども、WEB出願の導入決定だ

ろうと言ってもいいのかなと思います。ここまで来るのに数年かかりましたけれども、前向きに検討を進めていただいて感謝したいと思いますし、導入までしっかり見守りたいと思います。

続いて、県立高校の授業数、単位数についてでございます。

私も県立高校の出身でございますが、朝から夕方までみっちり授業がございました。大学進学後、他県出身の友人の話を聞くと、特に都心の高校では比較的ゆとりのある学校生活を送っている例が多くて、その違いにすごく驚いた記憶があります。

そこで、文部科学省の基準による全日制高校の修了、平たく言えば卒業に必要な単位数と、県内の全日制高校における卒業に必要とされる単位数について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 現行の学習指導要領では、全日制における標準年間履修単位数は29単位、3年間で87単位となっております。

県内の各高校においては、これを標準としつつ、学校の特色として、弾力的な運用に取り組む高校もあり、現在、84単位から101単位となっております。

○山口俊樹議員 単位数は授業数と考えていただければ分かりやすいかなと思います。標準だと87単位なので、必要なのは年間29単位、授業でいくと週5日で6こまぐらいの授業です。宮崎の場合は、県立高校だと卒業に必要な単位は100単位を超えていまして、宮崎市内の高校は特に100に近い学校が多いと聞いています。年間に直すと約33単位、授業にすると週5日で7こまぐらい、ほかと比べると1こま多いかなという感じです。

宮崎では、より多くの授業機会を提供すると

いう形で特色を出しているところが多いのかなという印象を持ったところです。これがいい悪いというのは、それぞれの御家庭や学校の判断なんですけれども、県立高校はこれまでの既成概念にとらわれず、特色を出す議論をしなくてはならない時期に来ていると思います。

そこで、県立高校においては、今後は単位数の増減も含めて各校の特色づくりを考えていくべきだと思いますが、全日制県立高校の単位数の在り方について、県の考え方を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 次期学習指導要領の策定において、国では、多様な子供たち一人一人に寄り添った教育を行うため、例えば、週当たりの標準時間数を撤廃することにより、卒業に必要な単位数を引き下げることができるなど、柔軟なカリキュラム編成を可能にする単位制度の在り方について議論を進めております。

教育委員会では、柔軟な単位数の設定は、各学校の魅力化・特色化につながることから、国の動向等も踏まえ、高校教育改革の一環として検討してまいります。

○山口俊樹議員 国において単位数の在り方が議論されていまして、そこも含めて検討、改革していきますよということです。国の議論を待つだけではなくて、宮崎の高校教育を今後どうしていくのかという視点で、先行した議論を期待したいと思います。

続いて、進学実績についてでございます。

昨年11月に質問した際に、教育委員会は、県立高校の大学入学合格者数は把握している一方、実際の入学状況は把握していないということが明らかになりました。その議論の際に、次年度からは把握に努めますと約束いただいたので、確認したいと思います。

昨年度の県立高校の大学入学者実績を教育委員会は把握されたのか、したのであればその概要について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 各高校から、大学合格状況だけではなく、大学入学状況について報告を求めたところ、過年度卒も含め、4年制大学への入学者数は2,866名、うち国公立大学への入学者数は1,354名となっております。

○山口俊樹議員 しっかり対応いただいたことが分かりました。今年度から教育委員会では、新たな時代を切り拓く学力向上事業というのを行っていまして、その目標には、国公立大学や難関10大学の合格者数などが入っていますが、合格者数だけではなくて、入学者数も把握することで見えてくる課題もあるかと思うので、引き続きデータ収集をよろしくお願いいたしますと思います。

続いて、県立高校の施設について伺います。

県立高校は設備や建物の老朽化が進み、学校としての競争力を維持していくために課題があると認識しています。

この学校施設の維持管理、つまり計画的な改修や設備の更新などについて定めた計画が個別施設計画というものになります。

個別施設計画については私も結構こだわっていまして、県庁関係については昨年度公表してもらいました。学校関係がなかなか公表されず、どうしたのかなと思ったら、今年の5月末に公表されたところでございます。まずは、公表いただいたことに感謝申し上げたいと思います。

3年前の2023年6月の質問で、県立高校の学校施設の維持管理に今後どれぐらい費用がかかるんですかと聞いたところ、当時の教育長が「個別施設計画を踏まえると、令和3年からの

10年間で180億円ぐらいかかると見込んでいます」と答弁しております。

あくまで計画であって、予算を約束するものではないですけれども、令和3年からの10年間で180億円、今は令和8年ですから5年ぐらいたっていますので、単純計算すると90億円ぐらい、もしくはそれに近いぐらいの金額が計画上は必要だと想定していたと思われます。

そこで、県立学校の個別施設計画のこれまでの進捗について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、県立学校の施設整備につきましては、個別施設計画に基づき、計画的に改修等を行い、長寿命化を進めております。

本計画では、令和3年度からの10年間で必要な費用を約180億円と見込み、校舎の外壁改修や屋根の防水対策等に取り組んでおり、昨年度までの5年間に、予算ベースで約58億円の整備に加え、別途、空調設備の更新等も予算を確保して行っております。

また、本年3月の見直しにより、今後10年間の改修に要する費用は、物価上昇等も考慮し、約220億円と見込んでおります。

施設整備は、生徒の安全確保や快適な学校生活に欠かせないことから、あらゆる機会を捉え、様々な財源確保に努めてまいります。

○山口俊樹議員 この5年間では約58億の整備でしたということです。一部計上できていない金額があるということです。実際の金額はもう少し多いようですけれども、率直に申し上げて、計画に対して予算は十分ではなかったんじゃないかなと感じたところです。

ちなみに、公表された個別施設計画にも「予算が不足しているのが現状です」と明確に書いてあります。行政が明確に書くのは珍しいなと

読んでいて思ったところです。

さらに言うと、計画の公表のタイミングで計画の見直しが行われています。当初の令和3年度からの10年間という計画を見直して、令和8年度からの新たな10年間として計画を再整理されています。

正直、私から言うと、問題の先送りをしたんじゃないかなというふうにも見えてしまいましたが、先ほど申したとおり、前の計画からの進捗を正直に書いてたり、予算が不足していますよと書いてあったりしますので、教育委員会としては問題から目を背けないために改めて計画をつくり直したと、現時点では評価したいなと思っております。

計画が公表されて間もないので、今回の議論はここまでにしますが、県立高校施設への投資をどうするのか、これは待ったなしの問題でございます。ただ、教育委員会だけでどうかなるものではありませんので、当局の財政、さらには知事にもこうした状況を再認識いただいて、改めて議論させていただきたいと思います。

続いて、この項目最後の質問となります。

昨年6月に取り上げました1人1社制についてでございます。

おさらいすると、1人1社制とは、高卒での就職を目指す際、応募解禁日から一定期間は生徒の応募先を原則1社に制限する制度です。私は、これは高校生の職業選択の自由や可能性を狭めるものだという考えから、国の有識者会議の報告や一部の他県に倣って、制度の見直しをやるべきだと提案してきました。昨年の議論で、学生のアンケートなどの実施をやっていただくということをお願いしたという経緯があります。

そこで、1人1社制について、昨年度実施した高校生や企業等へのアンケート結果と就職問題検討会議での協議結果、また、今後の1人1社制の在り方について、県の考えを教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 1人1社制は、生徒が1社の試験に集中でき、教員は丁寧な指導ができること、企業は採用計画が立てやすいことなどから、本県では、9月5日の企業受付開始日から9月末まで、生徒の企業への応募は1社としております。

生徒の1割以上が就職した県立高校26校の3年生に対して昨年度調査した結果、「現行制度でよい」とした生徒は約6割、私立を含めた高校の就職指導担当教員への調査では約8割、また、宮崎労働局が行った企業への調査では約7割が「現行制度でよい」と回答しております。

これらの結果を踏まえ、今年3月の行政、学校、企業で構成する就職問題検討会議において、今年度卒業生について、現行制度の維持を決定しております。

引き続き、社会状況や生徒、企業等の意見を踏まえ、随時、制度の在り方を検討してまいります。

○山口俊樹議員 今年度は現行維持となったとのこと。私の主張とはアンケートの結果等も異なりますので、その判断を尊重すべきだと思っています。一方で、就職環境や1人1社制への理解が進むと状況は変わり得るものだとも思っておりますので、生徒へのアンケートなどは引き続き取っていただいて、就職制度が生徒の意思と未来を中心に、よりよいものであることを期待しております。

続いて、観光について伺います。

最近、「宮崎市では宿泊税が7月1日から始

まります」という案内を目にする機会が増えました。昨年9月に荒神議員が宿泊税について質問されておりますが、その際には、知事は、自治体の自主財源確保の手段としては有効な一方で、観光への影響や事業者負担等、課題もあるといった旨の認識を示されていたと記憶しております。

私としては、県内で宿泊事業者数や宿泊者数が最も多い宮崎市が、多くの関係者の理解を得て導入に至ったということを踏まえると、宮崎県としても導入の是非を含めて議論してもいい時期に来ているのかなと思っています。他自治体では、県と市と両方で課税しているところも実際にあります。

そこで、宮崎市が7月から宿泊税を導入することについての受け止めと、県としての宿泊税についての検討状況を、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宿泊税は、観光資源の整備やプロモーションなど、観光振興に係る自主財源を安定的に確保し、持続可能な観光地域づくりを進める上で有効な手段の一つと認識しておりまして、宮崎市においても、観光施策に必要な財源を確保するため、宿泊税を導入されるものと理解しております。

全国的に見ておりますと、この宿泊税、当初はオーバーツーリズムに悩まされた自治体がその対策財源として導入を進められ、今や観光振興一般に広がりつつある、そのような状況であろうかと考えております。

私も総務省の自治税務局で勤務しておりましたときに、法定外税を担当しておりましたので、宮崎市におかれまして、観光振興という重要な政策課題に対し、関係者の理解を得ながら、自主財源の確保に向けて、このような導入を進められていることに対して敬意を表するも

のであります。

一方で、県全体での宿泊税の導入につきましても、宿泊事業者の事務負担や宿泊客の費用負担の増加による観光需要への影響が懸念されることをはじめ、県内市町村の状況など、多角的な視点から慎重に判断していく必要があると考えております。

このため、県としましては、宮崎市における宿泊税の導入後の状況を、重要な先行事例として注視するとともに、引き続き、他県の動向や宿泊事業者などの関係者の声を伺いながら、研究を進めてまいります。

○山口俊樹議員 宮崎市を重要な先行事例として注視していくということです。今後、市と県と情報交換をさらに密にさせていただいて、県としては、議論はしないよとか、判断しないよということだけはないようにしていただければと思います。

続いてもう一問、観光について伺います。

来月7月からパスポート制度が大きく変更になることを御存じでしょうか。大きな変化としては、18歳以上のパスポートは5年というのがなくなって、10年のみになったりします。特に多くの方の関心を集めているのは、手数料が大幅に安くなることでございます。

この機会にパスポートをとという方が増えるのではないかと報道などでは言われています。ただ、宮崎県では、既にパスポート取得支援事業を実施しておりまして、一定の条件を満たせば取得費用の補助を受けることができます。では、パスポート制度が変わったら、これはどうなるのかと。

そこで伺いたいと思いますが、7月からパスポート制度が改正されますけれども、県民のパスポート取得支援制度はどのように対応するの

か、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） パスポート取得支援事業は、本県における国際線の利用促進を図るため、宮崎空港発着の国際線を利用する県民の方を対象に、パスポート取得に要する手数料を支援するものです。

現在、18歳以上に対して5年用の電子申請手数料相当額を助成しておりますけれども、今回の制度改正により、18歳以上は10年用のみとなり、今後は10年用の電子申請手数料相当額を助成の対象といたします。

例えば、7月1日以降は電子申請の場合、その手数料8,900円の全額を支援し、自己負担なく取得できることになります。

今後も本事業を通じて、本県からのアウトバウンドを積極的に促しまして、国際線の維持・充実にしっかりと取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 条件を満たせば、7月1日以降は、オンライン申請の場合は手数料全額補助と、答弁では触れておりませんが、窓口申請でも自己負担400円でパスポートが取れますよということになっておりまして、引き続きかなりお得な制度になっているかな、事業かなと思っております。

先日発表された宮崎市の観光統計の速報版では、外国人宿泊者数はコロナ前にかかなり近い水準まで来ているということでした。

答弁にありましたとおり、インバウンドとアウトバウンドのバランスが、国際線の維持・発展には大きな影響を与えます。円安の影響はありますけれども、この補助制度を知っていただいて、夏休みなどの旅行先の検討に海外というのも考えていただければなと思っております。

次に、観光での道路の景観、安全の観点で伺います。

宮崎に観光等で来て、ワシントニアパームや道路の木々、植栽に好印象を持つという声をよく聞きます。

一方、他自治体などでは、街路樹の倒木や無計画な剪定などで、景観や安全性が課題となる事例も出てきています。すばらしい景観を持つ宮崎だからこそ、沿道の樹木の維持管理は非常に大事だと思います。

そこで、県管理の国道、県道における樹木管理の現状と、効率的な樹木管理を行うための今後の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 沿道の樹木管理につきましては、路線ごとに作成した植栽台帳を基に、枝の剪定や薬剤散布などの管理業務を実施しております。

また、異常気象による影響を踏まえた安全面への配慮や、地球温暖化対策など、新たな視点を加えた道路の植栽に関する県の指針を現在作成しているところであります。

このような中、国において、樹木管理の効率化・重点化を図るため、定期巡回における優先順位の考え方などが示された新たなガイドラインが、本年3月に策定されたところであります。

県といたしましては、現在作成中の指針に国のガイドラインの考え方を反映させるとともに、将来的には植栽台帳の電子化を行うなど、効率的な樹木管理に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 維持管理は県の指針に基づいて行っていまして、国の新たなガイドラインも反映させていきますということです。また、管理する樹木の植栽台帳は整備されているものの、現時点で台帳は紙ベースということでございます。今後、タイムリーな情報更新や業務の効率化のためにも、電子化の検討をぜひ進めて

いただきたいと思います。

さて、道路に関して県民、市民の方から多い相談が、道路の白線、区画線についてでございます。区画線に注目して、3問ほど伺います。

まず、来年には国スポ・障スポを控えております。道路関係の事業者の方から、他県の過去の大会では、工事の発注がぎりぎりになったり、工期が厳しい状況が出て、開催県以外から業者を手配しないと対応できないという状況が生じたことがありますという話を聞きました。

せっかくの工事発注の機会ですので、ぜひ県内の事業者さんが受皿となれるように、計画的な発注をしていただきたいと思います。

そこで、宮崎国スポ・障スポに向けた区画線補修の計画的な発注に関する取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 宮崎国スポ・障スポでは、県外から初めて車で来県する方も多いことから、車両を誘導する区画線の視認性を保ち、安全で快適な道路環境を提供することが重要です。

このため、各地の競技会場周辺や輸送ルートを中心に、補修が必要な区間を選定し、今年度前半から重点的に工事を発注しているところであります。

また、例年に比べ、数多くの区画線工事を発注することにより、技術者の不足が懸念されるため、本年4月から、現場代理人の兼務に関する要件を緩和したところであります。

今後とも、発注規模の拡大や、工期の余裕期間の設定などに取り組み、受注者の負担軽減を図ることで、受注しやすい環境を整えてまいります。

○山口俊樹議員 既に様々な工夫をされている

ようですので、引き続き受注しやすい環境を整えていただければと思います。国スポ・障スポが経済面でもしっかりと宮崎に生かせるよう、よろしくお願いいたします。

道路の白線について、もう少し伺いたいと思います。

特に交差点などで、道路のセンターラインだったり外側の線はきれいになっているけれども、なぜか止まれの標示だったり停止線は消えているみたいな場面に遭遇することが時々あるのかと思います。

これが起こる要因というのは管理者が違うからで、外側の外側線などは県や市といった道路管理者、停止線などは警察の管轄になります。我々県民からすると、どっちがやってもいいから、やるなら一体的、効率的に整備してよと思うところです。

そこで、区画線等の工事や道路標識の工事を発注する際の県土整備部と警察本部の連携状況について、県土整備部長、そして警察本部長に、それぞれの立場で伺いたいと思います。

○県土整備部長（中原 学君） 県が施工する新設工事のうち、交差点改良や大規模な道路改良では、設計段階から、交通管理者である警察本部と協議を行っているほか、これらの工事を施工する際には、管轄する警察署に立会いを要請しております。

一方で、区画線のみを補修する工事は、箇所数が多く、県内各地に広く点在していることから、施工区間や時期について、警察本部と十分な調整を図ることが困難な状況であります。

○警察本部長（高井良浩君） 県が道路管理者となっている道路におきまして、警察が道路交通法に基づき設置する道路標示につきましては、これを新設する場合には、原則として県土

整備部と情報共有しております。

他方で、標示を補修する場合には、交通量が多いなど工事による影響が大きいと見込まれる場所や、道路舗装が損傷している場所などに限って、事前に県土整備部と協議を行った上で、工事を発注しているというのが現状でございます。

○山口俊樹議員 新しく造ったり、規模や交通量がそれなりにあるものについては協議しているけれども、日常的な情報共有の仕組みはなかなか十分じゃない、業務量も多いと思いますので、そういうところが現状のようです。そういうことであれば、ぜひ改善していただきたいな、できる限り努力していただきたいなと思います。

そこで、今後の区画線等の工事における警察本部との連携の在り方について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 議員御指摘のとおり、区画線等の工事におきましては、道路管理者である県と交通管理者である警察本部が施工調整を行うなど、同時期に補修されることが効率的であり、交通安全の観点からも望ましいと認識しております。

このため、補修が必要な区画線等の工事のうち、交通管理者と関わりの深い交差点周辺などの工事に関しては、土木事務所と警察署の連携に加え、今後は、本庁で一元的に発注情報を管理・共有するなど、警察本部と連携が図られるよう検討してまいります。

○山口俊樹議員 できる限り効率的に行うべきだという問題意識は共有いただいた上で、県土整備部が中心となって情報共有を県警と行っていくと、前向きな答弁をいただいたと思います。県で成果が出れば、基礎自治体にも広げて

いける取組になる可能性があるなど私は思っているところです。県警本部にも引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。

続いて、命を守る取組ということで2問伺います。

先日もフィリピン沖地震に伴う津波についての注意報が出ましたが、各自治体が南海トラフなどへの対応を含めて、津波対策を重要な課題としてやっております。

宮崎市においては、被害想定の見直しを踏まえて、青島や内海などのエリアで津波避難タワーの新設が検討されているところです。

新設に当たっては財源が必要ですが、昨年、特別委員会で視察した高知県などは独自の補助を出すなど、自治体によっては基礎自治体への財政支援を手厚くしているところもあります。

そこで、宮崎市では津波避難施設の新設を検討されておりますけれども、市町村が整備する津波避難施設への財政支援について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 津波による人的被害を軽減するためには、津波の到達予想時間までに安全な場所への避難ができない避難困難地域を解消することが不可欠です。

このため県では、市町村が津波避難施設を整備する際に、国の交付金及び公共事業等債を充当した後の費用について、全額財政支援を行っているところです。

現在、市町村においては、県が昨年度実施した津波浸水想定の見直しを踏まえ、ハザードマップや避難場所等について必要な見直しが行われているところであり、宮崎市では、新たな津波避難施設の整備を検討していると伺っております。

今後、市町村等からの要望も踏まえながら、

他県の状況や津波避難施設の整備に係る支援について研究してまいります。

○山口俊樹議員 県としては、これまでも一定の財政支援をしてきましたので、今後も基礎自治体の要望を踏まえながら検討していきますということでございます。

昨日の坂口議員の質問でも、防災・国土強化の議論がありまして、知事も力強い答弁をされていたと感じていますので、宮崎市の動きは県の想定の見直しなどを踏まえたものでもありますし、ぜひ踏み込んだ支援の検討をよろしくお願いいたしますと思います。

次に、救急安心センター事業について伺います。

昨年、野崎議員も質問されておりました。これは簡単に言いますと、救急車を呼ぶかどうかなど迷った際に、**#7119**にかけると専門家に相談できますよという仕組みです。宮崎市からも要望が出ていますし、県民の安心とともに、救急搬送の適正利用にもつながりますので、私もぜひ導入していただきたいなと思っています。

そこで、救急安心センター事業（**#7119**）について、全国の導入状況と、本県における導入に向けた県の考えを、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 救急安心センター事業（**#7119**）は、令和8年6月現在、**41**都道府県で導入されております。

当事業は、救急搬送の必要性等について、医師や看護師に電話でアドバイスを受けることができるものであり、導入により、相談者の不安解消とともに、医療機関や救急の負担軽減につながると認識しております。

このため県では、各市町村・消防本部との間で、類似する既存事業との整理など導入におけ

る課題の解決に向けた協議を重ね、令和8年3月の検討会で、県下全域で実施する方向性が確認されたところです。

引き続き、各市町村・消防本部や医療機関の意見を踏まえながら、導入に向け、運営方法や費用負担などの論点について検討を進めてまいります。

○山口俊樹議員 47都道府県のうち41都道府県で導入済みの事業ということで、宮崎はちょっと遅れているんじゃないかなということが明らかになりました。一方で、今年の3月に市町村とはほぼ合意形成ができていまして、導入はほぼ決定ですと言えるんじゃないかなと思います。

本来ならば、熱中症などが増える夏場までに導入できるといいなと思いますが、予算面などの整理があると思いますので、そちらを早急に整理いただいて、早期導入へ頑張っていただきたいと思います。

続いて、諸問題についてということで、分野を絞らず、幾つか伺っていききたいと思います。

まず、県警における外部通報制度についてでございます。

他自治体の知事選だったり企業の不祥事などをきっかけに、公益通報という言葉をよく耳にするようになりました。公益通報制度というのは、簡単に言うと内部告発した人を守る、不利益を受けないような仕組みを整えましょうというものでございます。大きな組織には設置が義務づけられていて、県庁にも市役所にもそういう仕組みがあります。

ただ、もし自分が内部告発者になったときに、勤め先に言うのはちょっと嫌だな、外部の機関に伝えたいなということはある得ると思うんですよね。そういうときに使うのが外部通報という仕組みになります。

なかなか難しいですが、告発者を守る公益通報という仕組みがあって、それには、内部告発の内部通報と、警察などに通報する外部通報の2種類があるよと思ってください。今回は警察への外部通報の話です。

まず、宮崎県警における外部通報窓口の概要と設置目的、外部通報窓口を通じた受理件数と対応状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 本県警察は、公益通報者保護法に基づき、外部通報窓口を設置しております。

なお、同法の趣旨について、所管の消費者庁は、労働者等が公益通報を行ったことを理由とする解雇などの不利益な取扱いから保護されるものであるとしておるところであります。

この通報窓口に対しまして、労働者等から本県警察が捜査を含む処分の権限を有する法令違反が通報された場合には、警察において、今申し上げた制度の趣旨を踏まえまして、必要な捜査や調査を実施するということになります。

本県警察への外部通報の受理件数を申し上げますと、令和3年度から令和7年度までの5年間で1件、令和8年度は5月末までで2件の合計3件を受理しております。

その対応状況は、受理した3件全てについて、関係部門において適切に対応しております。

○山口俊樹議員 言葉は難しかったですけれども、法律に基づいて、告発者が不利にならないよう保護しながら捜査や調査をしますということです。受理件数は、昨年度までの5年間では1件、今年度では既に2件来ていますよということでございました。

外部通報が分かりにくくて使いにくいのは、告発する内容によって対応窓口が、警察だった

り消費者庁だったり、違うということになります。例えば警察だと、自分の働いている会社が横領しているとか、詐欺に関わっているといったようなことを告発するのが対象になると。ただ、私も正直、判断がつかないです。だからこそ、一般的な県民の方が通報先として思い浮かぶ警察において、外部通報窓口が分かりやすく連絡がしやすい状況をつくってほしいなと思っています。

質問に当たって、宮崎県警の外部通報窓口を調べてみますと、「外部通報を受け付けています」と窓口の案内がありました。しかし、連絡をしようにも住所や電話番号は分かりづらく、電子メールと書いてあるんですが、メールアドレスが見当たらない、どこに送ればいいんだという状況でございました。窓口を利用しようにも難しい状況です。

そこで、外部通報窓口がより機能するように、案内の在り方など窓口の機能向上ができれば、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 外部通報窓口の実効性を確保するためには、御指摘のとおり、通報しようとする方にとって分かりやすい案内が不可欠であると認識しております。

本県警察では、ホームページ上に外部通報窓口を掲載しておりますが、御指摘のとおり、従来の掲載内容は連絡先などに不明瞭な点がありました。御指摘いただいて、ありがとうございます。

御指摘を踏まえまして、早速ホームページの掲載内容を見直しております、既に連絡先の電話番号と文書の郵送先については、改めて明記させていただいております。

ただ、電子メールにつきましては、この際、改めて通報受付専用のメールアドレスを新たに

取得したいと考えておりまして、若干お時間をいただければと考えております。

今後はさらに、ホームページ上で制度に関する分かりやすい掲載内容の拡充を検討するなど、通報しようとする方が利用しやすい窓口になるよう取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 一部について早速対応いただいたということで、ありがとうございます。警察のホームページには様々な相談窓口が載っております。たくさんあり過ぎて分かりづらいところもありますので、ぜひ相談しやすい状況をつくっていただきたいと思います。

外部通報窓口は、県警に限らず、多くの機関が利用しやすい窓口づくりを進める必要があります。ただ、犯罪行為や違法性が疑われる場合、警察がまず頼りにされるものだと私は思っておりますので、今回、細かな制度の質問になりましたけれども、県警に伺わせていただきました。引き続き対応をよろしくお願いいたします。

続いて、農地相続の課題について伺いたいと思います。

先般、全国の農地の約2割が所有者不明、不在という新聞報道がございました。

不明、不在イコール耕作放棄ということではないので、すぐに大きな影響が出るものではないようですが、相続は義務化されていますし、農地の集約において所有者が不明というのは、ハードルが高くなる可能性があります。

そこで、本県における相続未登記農地の現状と対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国が公表した令和6年度のデータによりますと、本県の相続未登記農地は、農地面積の16%となる約1万2,000ヘクタールであり、全国平均の9.7%に比

べてその割合が高く、農地の集積・集約化を進める上で支障となることが懸念されます。

このため県では、令和6年度から義務化された相続登記について、新聞やラジオ、研修会で制度の周知を図っております。

また、農業会議と連携した国庫補助事業の活用により、司法書士の助言も得ながら相続関係の整理を行う農業委員会を支援するなど、所有者不明農地の解消等に取り組んでおります。

県としましては、これらの取組を進めながら、相続登記の徹底を図り、農地の集積・集約につなげてまいります。

○山口俊樹議員 本県は約16%が相続未登記農地、全国の約10%と比べると、ちょっと高いということでした。今後も農地の相続は増える可能性が高いですので、農地の集約化などの政策への影響が強くなってこないうちに、対応をしっかり行っていただきたいと思います。宅地の相続もそうですけれども、周知を、相続に関わる可能性のある業種、生命保険会社とか、これまでお願いしていなかった分野の方々に巻き込むことも検討してもいいのかなと感じたところでございます。

続いて、LED化についてでございます。

私の所属する自治会の公民館でも、蛍光灯の来年での生産終了に伴って、LED化するか、工事するならめっちゃお金がかかるけれども、どうしようという議論が出ております。そうした団体への対応はもちろん考えないといけないんですが、県の施設はそもそもLED化に対応できているのか確認したいと思います。

そこで、県有施設におけるLED照明への切替えの進捗率と今後の見込みについて、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 庁舎等で使用され

ている蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されることに伴いまして、早期にLED照明へと切り替える必要があります。

県有施設のうち、庁舎などの行政系施設につきましては、令和8年5月末時点で切替え工事の対応が必要な377棟のうち62%が完了しており、今年度中に8%が実施見込みとなっております。

照明器具のLED化は、環境負荷を低減するとともに、ランニングコストの削減にもつながりますことから、未実施の建物につきましても、今後、施設管理者と協議しながら計画的な工事を実施してまいります。

○山口俊樹議員 今年度末で7割が対応見込みということです。正直もうちょっと高いだろうと思っていたんですけども、そもそも切替え工事をするかどうかを決めていないとか、決められていない施設が多数あるということで、その判断待ちだということでございます。早期に判断して、お尻が決まっていることでもありますので、適切に対応をお願いしたいと思います。

次に、これまでの質問への対応について伺いたいと思います。

まず、県体育館についてでございます。

以前の答弁では、令和8年度までに教育委員会や県庁内で活用の有無を検討するということでしたが、今議会で解体に関わる予算が提案され、庁内での活用が見込める旨の説明もあったところです。

具体的な利活用の説明というのは現状ないところではございますが、県体育館の今後の利活用に係る庁内の検討状況について、知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎国スポ・障スポの

開催に向けまして、新たな体育館を延岡市に整備したことに伴い、宮崎市の県体育館につきましては、大会後に解体し、跡地を県が引き続き利用する方向で現在検討を進めているところであります。

現時点では、庁内で複数のアイデアが出ているものの、具体的な利活用方法が決まっている状況ではありません。

今後の方向性を探る上では、様々な視点を取り入れることが重要でありますので、県都である宮崎市の中心部という好立地を生かし、置県150年、さらにその先に見据える「安心と希望あふれる宮崎」の礎となるよう、引き続き、様々な観点から十分な議論を進めた上で決定してまいります。

○山口俊樹議員 跡地は県が利用する方向、複数のアイデアがあるということでございました。宮崎駅に近い、あれだけの規模の土地は貴重だと思います。県民の大事な資産として、今後のまちづくりを見据えた活用への議論を期待したいと思います。

続いて、県総合運動公園について、2問伺います。

かねてから、県総合運動公園の駐車場については、積極的な有料化を検討していくべきだと提案しております。

その検討の一環として、今年の2月には新たな取組の実証実験を行ったようですけれども、その結果と今後の駐車料金の在り方の方向性を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、現在、平日の料金徴収や駐車時間に応じた料金設定の導入、円滑な料金徴収の在り方等を検討しております。

今年2月のキャンプ時期には、運動公園北側

駐車場において、全自動精算システムを検証しました。その結果、出庫時の混雑緩和が確認できたことに加え、総利用台数約4万6,000台、うち県外ナンバー約45%、平均駐車時間約2時間30分など、料金設定をするための参考データを得ることができたところです。

なお、料金設定にはキャンプ期間以外の平時の利用状況の把握も必要なため、今年9月に改めて実証実験を行う予定であります。

今後、実証実験の結果を踏まえ、最適な料金体系の設定や全自動精算システムの導入について、さらに検討を進めてまいります。

○山口俊樹議員 約45%が県外ナンバーであったということで、非常に外貨を稼ぐ可能性があるんじゃないかなと思ったところです。様々なデータを収集できて、さらに9月に実証実験を行って、料金体系やシステムの検討をするということでございます。前向きな検討が進んでいると理解したいと思います。

運動公園におきましては、テニスコートが新設されるなど明るい話題がある一方で、施設の予約がオンラインでできないといった課題も出てきております。

公共施設のオンライン予約システムの導入について以前質問しておりますけれども、特に県総合運動公園において、利便性向上に向けて、オンライン予約やキャッシュレス決済ができるシステムの導入ができないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） オンライン予約やキャッシュレス決済が可能となるシステムの導入は、利用者の利便性を大きく向上させるものであります。

県総合運動公園は、スポーツランドみやざきの中核施設でありますので、指定管理者の更新

時期も見据え、導入に向けて検討してまいります。

○山口俊樹議員 指定管理者の更新時期を見据えて、導入に向けて検討していくという前向きな答弁でございました。

ちなみに、指定管理者は今年度募集で、来年度から新しい期間に入ります。先ほどの駐車場の話もありますけれども、指定管理の新しい期間に入るに当たって、ぜひいろんなものが変わっていければと、前向きになっていけばいいかなと思いますので、早期の導入を期待したいと思います。

最後に2問、ライフワークのようになっていますが、宮崎港について伺いたいと思います。

昨年11月の質問では、宮崎港において、取扱量の増加に伴って、埠頭用地の拡張工事を進めていて、2026年の夏に全面供用予定であるということをお答えいただきました。そろそろ夏が近づいておりまして、工事のめども立ってきたかなと思います。

そこで、現在、整備を進めている宮崎港東地区埠頭用地の供用見込みとその効果について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 宮崎港東地区では、急増する原木輸出等に対応するため、埠頭用地3.4ヘクタールの整備を進めております。このうち、1.7ヘクタールを昨年10月に供用し、残る1.7ヘクタールについては、現在、舗装工事等を進め、今年9月の全面供用を予定しております。

この整備により、原木取扱量のさらなる増加に加え、鉄鋼業の脱炭素化に必要な鉄スクラップの増加が見込まれるなど、宮崎港のより一層の利活用促進が図られるとともに、本県林業の活性化や、カーボンニュートラル社会の実現に

つながるものと考えております。

今後とも、関係団体と連携を図りながら、必要な施設整備を進めるなど、宮崎港東地区の機能強化に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 今、具体的な日程といたしますか、9月に全面供用を予定していきまして、宮崎港の一層の利用促進が見込まれますよということでした。宮崎港については、宮崎市を含めて、国へも様々な要望をさせていただいております。機能強化に期待して、引き続き応援していきたいと思っております。

最後の質問は、宮崎港分譲地についてです。

3年前に約30年間売れ残っていると指摘させていただいて以降、担当の皆さんに新たな取組をしてもらって活用を進めていただいております。

去年は分譲だけでなく、貸付制度という大きなチャレンジをされましたが、宮崎港分譲地について、貸付制度導入後の活用状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原 学君） 宮崎港分譲地につきましては、残る約5万平方メートルの利活用を促進するため、売却に加えて、昨年7月から貸付制度を導入しております。

分譲地の利用に関する昨年度の間合せは、過去5年間で最多となる24件に上り、このうち、16件が貸付けに関する間合せであるなど、大きな関心が寄せられております。

現在、3社との間で合わせて約3,000平方メートルの貸付契約を締結し、物流業者のトラック保管場所等として利用されているところです。

今後とも、企業への積極的なセールス活動を行い、分譲地のさらなる利活用に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 問合せが大幅に増えたり、実際に契約も進むなど、成果が出ているということです。長年の課題が前進していることを評価したいなと思います。引き続き、全ての土地を活用するんだという気概を持って進めていただきたいと思います。

以上で、本日用意した28問が全て終わりました。当局の皆さんにおかれましては、誠実に対応いただき、ありがとうございました。

また、佐藤副知事におかれましては、宮崎を離れられるということで、これまでの御貢献に感謝し、これからの御活躍を祈念いたしております。

人口減少が進む中で、宮崎が持続可能で魅力的な地域であるためには、言うまでもなく、現状維持ではなく、常に改善と挑戦が必要です。本日の議論が県政を改善と挑戦へと動かすことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○山下 寿副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕（拍手） 日南市選出、自民党の黒岩保雄です。傍聴席、またインターネットで御覧の皆様、本日はありがとうございます。午前中は若さあふれる質問がありましたが、つられることなく熟年の雰囲気です質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

昨日から一般質問をお聞きしておりますと、

私の質問と似通った質問が幾つかありましたが、通告どおり質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

人口減少、少子高齢化など社会の構造が変化する中、知事におかれては、その人柄なのか、これまで施策の展開に際しては公平・均衡を重視してきた印象があり、県民生活に安定と安心を与えてこられたことは評価する一方で、何か物足りないと感じる県民もおられます。

3つの日本一挑戦プロジェクト、宮崎国スポ・障スポの開催準備など、県庁が一丸となって取り組んでいても、県民にはその熱があまり伝わっていないのかもしれないかもしれません。

今後は、重要な施策には思い切った投資、一方では、時にはやめる、やらないという厳しい判断をするなどの大胆な政策の展開で、持続可能な県勢発展に取り組まなければならないと思います。

こうした中、知事は、人口減少に立ち向かう姿勢から、昨年秋頃から「適応する」というフレーズを用いるようになりました。私もこれまで、人口減少にブレーキをかけることはできないので、その減少を少しでも緩やかにすることで、急激な社会の変化を防ぎつつ、人口減少社会に適応していくことこそが現実的だと申し上げてきましたので、その方針には賛同いたします。

人口減少になっても経済を停滞させないための効率的な生産活動が求められる一方で、縮小せざるを得ない事業が多々出てきます。こうした縮小や削減・廃止のほうで、むしろエネルギーを費やすのではないかと考えますが、断行しなければ前に進めません。

そこで知事は、人口減少への適応を掲げておりますが、人や予算が限られる中、今後どう

いった施策を強化していくのか、また、どのような姿勢でインフラ等の機能維持を図っていくのかお伺いします。

壇上からの質問は以上といたします。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

人口減少下において、持続可能で安全・安心な県づくりを進めていくためには、産業の稼ぐ力を伸ばすとともに、暮らしに必要なサービスや社会インフラを適切に維持していく必要があります。

このため、スマート農業の推進や輸出の拡大などによるフードビジネスのさらなる振興や、宮崎国スポ・障スポのレガシーを最大限活用したスポーツの成長産業化など、本県の強みを生かした産業振興に重点的に取り組んでまいります。

一方、担い手や税収の確保がますます困難となる中であって、医療・福祉、交通・物流等の住民サービスや道路・公共施設等の社会インフラなどの機能維持・向上を図るためには、地域の実情に応じた広域連携や機能の再編・分担、民間活力の活用など、あらゆる適応策も検討し実施していく必要があります。

今後も長期にわたって人口減少が続く見通しの中、市町村等ともしっかりと連携し、県民が安心して暮らせる持続可能な宮崎づくりに取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○黒岩保雄議員 住民サービスや社会インフラの機能の維持・向上のためには、機能の再編・分担、民間活力の活用も検討するということは、縮小、廃止、切離しも検討するということだと思います。

5期目に挑戦される知事は、今後、大胆な決

断と断行力を持って県政に臨み、歴史ある宮崎県政に大きな爪痕を残す知事であってほしいと思います。反面、こう申し上げながら、私としては、時には総論賛成、各論反対の立場を取らざるを得ないときもありますので、お察しいたきたいと思います。

宮崎国スポ・障スポの際には、天皇皇后両陛下をはじめ、皇族の方々に御来県いただけるものと考えておりますが、その御視察先はどこになるのかなど、県民の関心は高いところでございます。これまでも県議会の一般質問等で、天皇家ゆかりの地がある高原町や高千穂町などを御視察いただきたいとの発言もあったところであります。

そこで、行幸啓の行程の決定時期はいつ頃になるのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長(大東 収君) 国スポ・障スポでは、天皇皇后両陛下をはじめ、多くの皇室の方々が競技御覧に併せて、地方事情を御視察されております。

天皇皇后両陛下の行幸啓の御日程につきましては、御視察先やお泊まり所、お立ち寄りになられる施設等での警備上の確認や各所との調整が必要でありまして、今後、宮内庁や関係機関とも協議を重ね、綿密な計画を立てることとなります。

なお、昨年度の滋賀国スポの例で申し上げますと、大会のおおむね一月前に宮内庁より御日程が発表されております。

県としましては、天皇皇后両陛下に御来県いただける場合には、即位後初めての御来県となりますことから、宮崎らしい、おもてなしの心あふれる温かな雰囲気でお迎えできるよう準備を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 昨年度の滋賀国スポの例で

は、大会のおおむね1か月前に発表だということでございます。警察本部における警備体制につきましても、御日程や御視察先が判明してから規模や具体的な体制を決定するそうでございますので、他県からの応援の受入れも含めて、万全を期していただきたいと思います。

また、県からは御視察先の提案を本年度中には行うようでございますので、知事におかれましては、県民の声を反映した御視察先をしっかりと提案してほしいと思います。

なお、高原町や高千穂町のいずれかを提案されるということになりますと、もう片方の顔が立たないので、私としましては、間を取って日南市なら丸く収まるのではないかと考えております。

宮崎国スポ・障スポの目的の一つは、大会後においても、引き続き、その会場で様々な大会が開催されるようになることであります。

そのためには、施設の充実、大会運営のノウハウの蓄積、そして地元の方々の競技に対する理解や関心の高まりが必要だと考えております。そして、この地元の方々に理解や関心を高めていただくためには、競技会場に足を運んでいただき、観戦していただくことが効果的だと思います。

そこで、国スポ・障スポの地元の盛り上げや観戦促進のための県の取組について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 宮崎国スポ・障スポでは、全市町村で競技が開催されることから、地元の盛り上げや観戦促進の取組は大変重要であると考えております。

このため県では、競技の魅力や選手の思いをテレビ番組等の各種メディアを通じて発信するとともに、県内各地で実施しているPRキャラ

バンでは、住民向けに競技体験会等を実施しているところであります。

また、各市町村での取組につきましては、地域独自の応援活動や地元の特色を生かしたおもてなし活動への支援制度を今年度新たに設けたところであります。

今後、大会本番に向け、競技の紹介を盛り込んだ観戦ガイドブックも制作することとしており、こうした取組を通じて、地元の盛り上げ等につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 PRキャラバンで競技体験会などに取り組んでいただいているようでございます。野球やバレーボールなどのように人気のスポーツは、皆さんがルールを理解しておりますが、セーリングをはじめ、あまりなじみのない競技は、特に配慮をお願いしたいと思います。また、盛り上げや観戦の促進の取組の主体は市町村になるかと思いますが、市町村から要望があれば、観客スペースの確保やスタンドの設置などに要する経費の支援もお願いしたいと思います。

昭和54年に開催された日本のふるさと宮崎国体のとき、私は高校1年生でございました。別に私の年齢を紹介する意味ではありませんが、当時、身近にある競技会場などで、国内最高レベルの競技が連日繰り広げられ、県選手団の活躍が報じられるたびに「宮崎県すごいな」と興奮したのを覚えております。

特に高校野球では、夏の甲子園を沸かせた強豪チームが出場し、スター選手が間近に見られたことは、生涯の思い出となっています。

このような感動や経験を若い世代、若い世代に体験してもらうことは、競技の普及や競技力の向上をはじめ、人間形成やスポーツ観光の推進にも、とても意義あることだと思います。

こうしたことから、国スポ・障スポ開催中の平日に、小中高生に競技を観戦する機会を設けることはできないか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 宮崎国スポ・障スポは、児童生徒にとって、トップレベルのスポーツに触れる貴重な機会になるとともに、スポーツを通して、努力や挑戦し続けることの大切さを改めて認識できる重要な学びの場であると考えております。

県教育委員会では、国スポ・障スポを観戦する意義を踏まえ、県立学校の児童生徒が平日に競技を観戦できるよう、出欠の取扱いを含め、検討を進めております。

小中学校につきましては、市町村教育委員会において判断されるものではありますが、宮崎国スポ・障スポは、県民総参加型の大会であること、また、全ての児童生徒にとって有意義な学びの場であることから、出欠の取扱い等について十分な周知を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 観戦できるよう、出欠の取扱いも含め検討を進めていただいているということでございます。また、小中学校にも同様の取扱いについて周知するというところでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に小学校では、学校単位で遠足を兼ねた観戦なども行われることが想定されますので、バスの借り上げなどの経費が発生する場合の支援についても配慮をお願いしておきたいと思ひます。

さて、昨年11月県議会の私の一般質問で、本県開催の国スポ・障スポにおいて、職員の皆さんが意欲を持って役員や選手等として参加できるように、休暇等のサービスの取扱いを検討すべきではないかと質問したところ、総務部長から、

先進県の事例等も参考にしながら検討を進めているとの答弁がございました。

本年度にはリハーサル大会も始まっておりますが、本県開催の国スポ・障スポに参加する職員の服務上の取扱いに関する検討状況はどうなっているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（田中克尚君） 県ではこれまで、職員が国スポ・障スポ関連行事に参加する際は、服務上、その形態により、公務としての出張や無給の職務専念義務の免除、年次有給休暇の取得といった取扱いとしておりましたが、来年度に本県開催となることや、これまでの開催県の対応を踏まえ、本年4月に見直しを行ったところであります。

具体的には、関係機関からの依頼を受け、役員やスタッフ等として大会や行事に従事する場合は職務として、監督、コーチ、選手等として本大会や事前の強化合宿等に参加する場合は、有給の職務専念義務の免除とする取扱いに改めております。

県といたしましても、宮崎国スポ・障スポ成功のため、引き続き、職員の積極的な参加を後押ししてまいります。

○黒岩保雄議員 職務、または有給の職務専念義務の免除という扱いに改めていただき、感謝いたします。職員の皆さんも思い切ったパフォーマンスができるものと考えております。この取扱いをしっかりと職員に周知していただき、権利として与えられている年次休暇の取得の促進も、働き方改革の一環として引き続きよろしくお願ひしておきます。

また、こうした県の取扱いについては、県内市町村などにも既に情報を提供していただいていると聞いておりますので、足並みがそろふこ

とを期待しております。対応に感謝いたします。

次に、令和8年度の全日制県立高校の一般入試の競争倍率が、過去10年で最低の0.71倍になりました。全日制34校のうち27校、実におよそ8割の高校が1倍に満たない状況であります。

そこで、令和8年度の県立高校の入学者数と、その動向の検証結果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 令和8年度の県立高校の入学者数は6,470人で、前年度と比べ267人減少しております。

課程別に見ると、全日制は6,118人で、前年度と比べ221人の減、定時制は175人で11人の増、通信制は177人で7人の減となっております。

令和8年3月の中学校卒業者数は、前年とほぼ同数であることから、全日制については、高校無償化の影響が顕著に現れたものと考えております。

一方、定時制と通信制につきましては、前年とほぼ同数を維持していることから、高校教育に関する価値観が多様化する中、ニーズに応じた学びが提供できているのではないかと考えております。

○黒岩保雄議員 実質高校無償化は令和2年度からスタートし、本年度は私立高校の支給額の引上げや所得制限の撤廃など、より私立高校に進学しやすい環境にあることは確かでございますが、昨年度と比較して、県立高校への進学率の差は3ポイントの減であります。入学者の減少はかなり前から見られてきたことから、私立高校の実質無償化が最大の要因であるとは言い切れないのではないかと考えています。

こうした中、保護者からは、県立高校の場

合、大学からの指定校推薦の数の少なさ、または不透明さが選ばれない原因だという声を聞いています。

そこで、県立高校における私立大学の指定校推薦の状況はどうなっているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 私立大学の指定校推薦は、各大学が特定の高校に対して、これまでの進学実績等を評価した上で推薦枠を設ける制度であり、毎年夏頃に、大学から高校に対して学部と人数の指定があります。

各高校には複数の推薦枠があり、生徒の受験希望等を踏まえ、大学から示された推薦基準に基づき、各高校において、指定人数の枠内で推薦生徒を決定しております。

○黒岩保雄議員 インターネットで宮崎県内の高校の指定校推薦を検索しますと、私立高校10校ほどの各指定校推薦の状況を見ることができます。入学者に希望を与えるような有名私立大学などが多く掲載されています。

一方、県立高校の場合は、教育委員会に伺ったところ、各学校の内部情報という扱いのため、指定校推薦の状況は把握していないということでした。生徒にも指定校推薦による入学はあまり勧めていないような印象でございました。これで私立大学に進学したいという学生の進路指導は十分であると言えるでしょうか。普通科クラスの中には、私立文系や私立理系のコースもあり、私立大学への進学を夢見ている学生もいるはずでございます。

県立高校が理想とする教育内容が、保護者や生徒が望むものとなっているか、私立高校と何が違うかなどの検証を再度行う必要があるのではないかと考えています。

加えて、始業前の朝課外を見直す動きが広

がっておりますが、デジタル化が進む中、朝課外の必要性の検証など、現在の見直し状況はどうなっているのかも気になるところであります。

本年度中に高等学校教育改革実行計画を策定されることになっておりますが、この中で、保護者や生徒のアンケートを行うなど、様々な意見を十分に把握し、さらに選ばれる県立高校になるための議論が深まることを期待しております。

県内における令和7年度の中学校卒業生数は1万239人でありました。一方、先日発表された本県の令和7年の出生者数は、過去最少の5,923人であります。単純にこの5,923人が15年後の中学校卒業生数とした場合には、約4割減少することになります。

このような状況を踏まえたと、現状のままでは学校の運営が厳しくなることは容易に想像できますが、教育委員会としては今後どのように県立高校を維持されていく考えなのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、2040年には中学校卒業生数が6,000人を割り込むことが予想されており、中山間地域の学校を中心に、必要な学びの提供が困難になることも考えられます。

県立高校は、公教育としての責務のほか、地域や産業を担う人材の育成が求められていることから、将来にわたり持続可能な形で維持していく必要があると考えております。

これまで、令和3年3月策定の高等学校教育整備基本方針に基づき、学科改編や募集定員の調整等を実施してきたところでありますが、予想を超える少子化の進行や高校無償化による影響も踏まえ、今年度中に策定する高校教育改革

実行計画におきまして、各学校の適正な規模のほか、魅力化・特色化を図るため、さらなる学科改編や入試制度改革、多様な学びの提供など、2040年を見据えた県立高校の在り方を示していくこととしております。

○黒岩保雄議員 答弁にありました入試制度改革として、推薦入試と一般入試を一本化するなどの検討を始められたということについては評価したいと思います。また、県立高校は、私立高校にはない職業系の学科、特に農業系の学科の必要性や、山間部などの高校は、生徒の進路先の確保としての役割もございます。県立高校の役割を抜本的に見直し、新たな視点での再編の検討を提案しておきます。

こうした中でも、県内の県立と私立の高校で減少する生徒の言わば奪い合いをしても、抜本的な解決にはならないと考えています。県では、4校の県立高校で全国募集を行っております。また、県西部のある私立高校は、県境を越えて多くのスクールバスを運行し、一定数の生徒が県外から通学しているそうであります。

今後は県外にも目を向けた対策の強化も必要かと思いますが、県立高校各校における全国募集の在籍者数と、今後の全国募集の拡大についてどのように考えておられるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（吉村達也君） 全国募集で入学した生籍者数は、令和8年度現在で、飯野高校が19名、高鍋農業高校が7名、高千穂高校が17名、宮崎海洋高校が10名となっております。

各学校では、県内外の生徒が共に学ぶことにより、互いに刺激し合い、成長していく場となっているとともに、全国から入学した生徒は、地域住民との交流等を通し、それぞれ充実した生活を送っております。

全国募集は、学校の魅力を高め、活性化を促す効果があることから、今後も学校や地元自治体の要請がある場合には、導入要件である1学年4学級以下の小規模校であること、特色ある学校づくりが行われていること、県外志願者の住居及び身元引受人が確保されていることを確認した上で、拡大を検討してまいります。

○黒岩保雄議員 4校で合計53人が全国募集の生徒だということでございます。

県内の高校には、野球やサッカーをはじめ、多くのすばらしい指導者の下に、県外から部員も集まっている学校がございます。また、えびの市では、飯野高校に通学する学生に対し、給付型の奨学金、交通費支給、下宿代の助成及び寮の設置など、様々な支援を積極的に行っています。こうした例も参考にしながら、県外からの受入れ対策を充実させてほしいと思います。

今後は、学校や地元自治体の要請があれば拡大を検討するということでございますが、もっと学校や地元自治体と連携を図り、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

東京都千代田区九段南にある県東京ビルは、令和5年の解体から始まり、およそ2年の建設工事を経て、本年10月に供用が開始されます。

これに伴い、ビルにある学生寮も来年4月から運用が再開されます。地価や家賃の高騰が止まらない都内におきまして、安価で真新しい寮には高い関心が寄せられるものと考えておりますが、この寮の募集開始時期や定数、条件などはどうなっているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（田中克尚君） 県東京学生寮の令和9年度入寮者は、本年11月頃の募集開始を予定しております。

定数は、男女各26名、合計52名であり、個室

のほか共同自炊室などを備え、利用料金は月額4万2,000円であります。

入寮対象は、原則、東京都及びその周辺地域に所在する大学等の第1学年の学生であります。が、今年度の募集においては、令和5年度以降の休寮期間中に進学した者も対象に含めることとしております。

このほか、入寮資格としては、保護者が宮崎県内に居住していることや、経済上の理由により入寮を必要とする者であることなどが、管理規則において定められております。

○黒岩保雄議員 従来の寮は2人部屋でしたが、今回は個室にした点や、寮を休止した期間中に進学された学生も募集の対象とする点などについては、いいことだと思います。

この寮の運営に係る様々な経費については、当然入寮者の利用料金だけでは賄えず、毎年、県の予算から運営経費を支出することになると思います。

寮を出た学生は、多くが関東圏に就職するものと考えられますが、その後においても、何らかの形で本県との関わりを持ち、さらに言えば、県内に就職していただけるような仕組みがあってもいいのではないかと思います。

そこで、県東京学生寮の入居条件は、単に経済上の理由によるものだけではなく、例えば県内企業の面接も受けていただくなど、本県の発展に資する条件を加える必要があると考えますが、県の考えを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 県東京学生寮の入寮資格については、学生の利用のしやすさ等を勘案しまして、現在、就職に関する条件は定めておりませんが、卒業後に本県に戻り、県内で活躍されることは、県としても期待しているところであります。

このため、寮を運営する指定管理者の業務を通じまして、入寮者同士の親睦を深めるレクリエーション等の実施により、学生の郷土愛の醸成を図るほか、県内企業の情報提供や就職説明会の開催案内を行うなど、より多くの学生に県内企業への関心を深めてもらえるような取組を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 県内企業の情報提供などをされるということですが、寮を巣立っていった後も、学生間や県と何らかのつながりが継続できることが鍵だと思います。寮の出身者でつくるOB会のようなコミュニティーを立ち上げ、定期的に交流を続けるのもいいのではないかと思いますので、提案しておきたいと思います。

県内には、事業主等が組織する職業訓練法人により運営している認定職業訓練校があります。このうち、教科、訓練期間等について、法令の基準に適合したものと県が認定したものを認定職業訓練と言い、事業主等が雇用する従業員に対する建築関係の訓練科が多くあります。

加えて、この訓練校の中には、主に離職者等を対象に、県からの委託により実施している訓練及び国の求職者支援訓練もあり、地域にとって必要な施設であります。

そこで、県内で認定職業訓練を行う職業訓練法人数と、訓練生の人数の推移について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 会社等に在籍している方が対象となる認定職業訓練は、現在、県内では、建築や機械加工、美容といった分野で行われており、県では、訓練を実施する職業訓練法人等に対して、運営費補助などの支援を行っております。

職業訓練法人数は、10年前の平成28年度は11

法人でありましたが、その後、日南職業訓練協会など2法人が解散し、現在は9法人となっております。

また、訓練期間が1年以上の普通課程訓練における県内全体の訓練生の人数は、平成28年度は75名、昨年度は73名となっており、例年70名から80名程度の訓練生が技能の向上に取り組んでいるところでございます。

○黒岩保雄議員 10年間の比較では、2法人が解散したものの、訓練生は横ばいとなっているということでございます。

先ほどの委託訓練について、県では、離職者の方が就職するために必要な知識や技能——パソコンスキルとか介護等でございますが——を習得し、早期に就職するためのハロートレーニングを、認定職業訓練校をはじめとする民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

しかし、答弁であったように、日南職業訓練協会の解散に伴い、申込みを受け付けるハローワーク管内に認定職業訓練校がないのは、日南・串間地区だけとなっています。

日南市内に認定職業訓練校があった令和6年度には、定員60名に対し55名の方がパソコンスキルアップなどの訓練を受けておりましたが、現在、その訓練を受けようとする場合は宮崎市などへ通わなくてはならず、諦めている人もいるのではないかと考えます。

そこで、日南・串間地区における県の委託訓練の機会創出について、県としてどのように対応していくのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 離職者等を対象とする委託訓練は、日南・串間地区では、現在、訓練期間が2年間の介護福祉士養成科がありますが、以前実施していたパソコン基

礎などを学べる訓練コースは、日南職業訓練協会の解散に伴い、令和7年度以降は開講していないところでございます。

日南・串間地区をはじめ県内各地において、労働市場の変化や離職者等のニーズに応じた職業訓練の機会を創出することは大変重要でありますので、県としましては、引き続き、労働局や地元自治体などと連携を図りながら、地域で委託訓練を行う法人等の掘り起こしなどに取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 委託訓練を引き受けてくださる法人等の掘り起こしをやっていただけるということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、小学校の完全給食の場合、月額5,200円を国が支援しています。国が完全無償化にしていると思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、5,200円の定額支援でござひます。さらに、中学校は対象外でござひます。急激な物価高を受け、小学校の月額の給食単価が5,200円を超える市町村では、その超過額を市町村が保護者が負担しているものと思ひれます。

そこで、学校給食費の市町村における負担状況について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 今年度から小学校給食費の負担軽減事業を実施しており、5月1日現在、県内市町村における給食費の平均月額、支援基準額5,200円を上回る5,669円となっております。

また、22市町村が支援基準額を超えており、を超える部分については、19市町村が自治体負担、3市町が保護者負担となっております。

児童への良質な給食を継続的に提供するため、国の責任において恒久的な財源を確保するとともに、物価上昇の状況等も踏まえ、保護者

や自治体の負担を生じさせないよう、今年5月に全国都道府県教育長協議会を通して要望を行っております。

答弁は以上でござひますが、発言の訂正をさせていただきます。

先ほど、県立高校の入学者数の御質問に対する答弁の中で、私のほうから、令和8年度の全日制入学者の前年度比較において、誤って221人の減と申しましたが、正しくは271人の減であります。訂正させていただきます。

○黒岩保雄議員 最近の物価高などで、国が5,200円の基準を決定した時点とは状況も変わってきております。また、保護者に負担を求めている3市町の学校では、給食費の徴収や滞納整理の労力、会計処理をするための事務員の配置などに伴う保護者の負担も発生していることが考えられます。

このような負担状況を踏まえ、支援基準額の見直しについて、全国都道府県教育長協議会では、国に対し緊急要望したということでござひますが、知事としても国に要望する考えはないのかお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 学校給食費に係る保護者の経済的負担を軽減するため、国が全国一律の支援を開始したことは、子育て支援の充実に向けた前進であると受け止めております。

しかしながら、教育長が答弁しましたとおり、物価高騰のため多くの市町村で支援基準額を超えておりますことから、市町村や保護者に負担が生じていること、また、中学校給食費の負担軽減について見通しが立っていないこと、さらに、国の責任によります恒久的な財源が確保されていないことなどから、全国知事会を通して、改善に向けた意見書を提出しております。

全国知事会におきましては、これまでも国一律での制度導入を重ねて要望してきて、それが実現したということ、また昨年、当初示された支援基準額があまりにも低かったので、それを引き上げるべきだと、様々な形で現場の声を届け、制度設計に貢献してきたところであります。

今後も、地方の実情に即した持続可能な制度となるよう、全国知事会等を通して国に強く要望してまいります。

○黒岩保雄議員 既に意見書を提出されたということで、感謝いたします。本音は、県にも補助をお願いしたいと言いたいところですが、いい答弁は得られそうにもございませんので、引き続き国に対して、中学校給食費の負担軽減も含め、強く要望いただくようお願いいたします。

保育施設等において、特別な支援を要する子供の保育に関して支援員を加配（追加配置）した場合、その経費は公費で措置されますが、要件として、医師の診断などが必要となっています。

しかしながら、医師の診断を保護者が受けないケースがあり、結果的に保育施設等が独自の判断で追加の保育士などを配置せざるを得ず、その経費を負担している場合がございます。

保育施設等の経営者からは、この配置について、県独自の配置基準の設定と経費支援について要望がありました。

こうした特別な支援を要する子供を受け入れる保育施設等に対する県独自の判定基準による補助について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 子供の発達に応じた適切な支援を行うには、保護者に早期支

援の必要性を理解していただくことが重要であります。

そうした中、特別な支援を要する子供を受け入れる保育施設等への財政支援については、国の基準に基づき、医師の診断書等が必要ですが、議員御提案のありました県独自の基準につきましては、医師の診断に代えられる公平かつ客観的な指標の設定が困難な状況にございます。

そのため県では、保護者に助言を行うことを目的に、保育士等が発達の特性に係る専門的知識などを学ぶペアレントトレーナー養成講座を実施しており、今後も、こうした研修を通じて、全ての子供に適切な教育・保育が提供されるよう取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 あくまでも国の基準によるということでございます。いずれにしても、支援が必要な子供の特性に応じた保育を行うということが重要でございますので、それが実現できるよう、しっかりと保護者の意識改革にも取り組んでほしいと思います。

自転車の交通違反に対する青切符につきましては、16歳以上が対象で、違反行為は全113種類あります。また、警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には指導警告を行います。その違反が交通事故の原因となるような悪質・危険な違反であったときは、取締りを行うことになっています。

このように、取締りの内容が非常に複雑で、その判断が主観的であるなど、住民に混乱を招いている状況ではないかと思います。国が決めた法改正とはいえ、本県の警察本部も対応に苦慮されていることと察します。

こうした中、取締りに不安を抱く中学生の保護者などから、自転車が歩道を走行してよいエ

リアを具体的に示してほしいという要望がありますが、自転車の歩道通行が認められる場合と、中学生や高校生等に対するその周知方策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 道路交通法により、自転車が歩道を通行できる場合は、以下の3つに限定されております。

1つ目は、道路標識等で歩道を通行することができるとされているとき、2つ目は、13歳未満の方、もしくは70歳以上の方、あるいは一定の身体障がいのある方が運転するとき、3つ目が、車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときであります。

中高校生に対しては、引き続き交通安全教室等を通じて、自転車の通行ルールや、今申し上げた歩道通行が認められる場合について指導を行うとともに、御指摘いただきました具体的な歩道通行可の場所も含めまして、学校周辺の主要な通学路の交通規制状況を具体的に教示してまいります。

○黒岩保雄議員 具体的に教示していただけるということでございますので、例えば道路標識等のある歩道通行可能な区間、県内には500か所ほどあったと記憶しておりますが、学校やPTAと協力するなどして、それを校区ごとに示した地図を学校の掲示板に貼るなどの取組も検討してほしいと思います。

また、高校に進学すると、これまでに通い慣れた道路とは違い、不慣れなコースを通学することも多々あります。十分に配慮した周知をお願いしたいと思います。

次に、特に朝の通勤時間帯などでは、自動車も急いでおり、車道を走行する自転車を無理に

追い越そうとして、接触事故の危険性があると考えておりますが、自転車の交通反則通告制度が開始されてから、自転車が車道の左側を通行中に発生した交通事故はないか、道路改良が必要となったケースはないか、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（高井良浩君） まず、自転車と自動車との交通事故全体の件数を申し上げますと、令和7年は247件、令和8年は5月末現在で74件となっておりますが、このうち、御指摘いただいた、自転車が車道左側を進行中、自動車はその右側を通過する際に発生した交通事故で申し上げますと、令和7年は2件発生しておりますが、令和8年に入ってから、5月末現在、発生していないところでございます。

また、道路改良につきましては、必要に応じて、その権限を有する道路管理者と連携しながら対応しているところでありますが、現時点で、自転車の車道通行に伴う交通事故を理由として新たな道路改良が必要となった事例は把握していないところでございます。

いずれにしろ県警といたしましては、今後も道路管理者等と連携し、現地の道路構造や交通実態を踏まえた安全な自転車通行空間の確保に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 接触事故などが発生しているのではないかと感じておりましたが、発生していないということで安心いたしました。引き続き、交通安全に取り組んでいただきたいと思います。

全国の公立病院のうち、8割を超える病院が赤字であると言われていた中、県内の公立病院も、赤字経営のほか医師確保など、様々な課題を抱えながら運営を続けています。県立病院におきましても、同様に大変厳しい経営が続く

中、病院局職員や病院関係者などは、様々な視点からの改善、経営努力をされております。

こうした中、本年2月に、病院局と日南市の間で「日南市内の公立病院の医療連携等に係る基本協定」が締結されました。この中で、中部病院の移転を含めた日南市内の公立病院の在り方について協議を行う検討委員会を設置するとあります。

協定により、役割分担や連携強化などを図ろうとすることは理解できる一方で、中部病院の移転も含めた在り方の検討を行うこととしておりますが、病院局ではその移転についてどのように関わっていくのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（重黒木 清君） この協定は、日南市内の公立病院である県立日南病院と日南市立中部病院が、人口減少等による医療需要の変化や南海トラフ巨大地震等の災害への対応を検討し、地域住民に将来にわたり高度で良質な医療を安定的に提供するために連携していくことを目的としております。

その中で、中部病院は、津波災害への備えが喫緊の課題となっておりますことから、この協定に基づき設置する検討委員会におきまして、その移転を含めた在り方について検討することとしております。

中部病院の移転につきましては、日南市において判断されるものでありますが、病院局におきましては、両院の連携強化や持続可能な医療提供体制を構築する観点から、適切な助言や情報提供などを行ってまいります。

○黒岩保雄議員 次に、その県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会の構成員や検討項目、スケジュールについてどうなっているのか、病院局長にお尋ねいたし

ます。

○病院局長（重黒木 清君） この委員会は、私も委員となっておりますが、様々な意見を反映するため、地元医師会や宮崎大学医学部附属病院などの医療関係者、自治会の代表者、県や日南市など行政機関の関係者を構成員としております。

委員会では、今後の医療需要の見通しや医療圏における患者の流出入、適切な役割分担に基づき、両院が担うべき医療機能や連携の在り方を協議するとともに、職員派遣や医療器械の共同利用など、医療資源の効果的な活用について、あらゆる角度から検討することとしております。

今後、4回程度の委員会を開催し、年度内には基本的な方針を取りまとめることとしており、病院局としましては、協定の目的を達成できるよう、日南市や構成員の皆様と丁寧に議論を重ねてまいります。

○黒岩保雄議員 病院局は、本年度の当初予算で、日南市内の公立病院のあり方検討事業として約4,900万円の予算を計上しております。この予算の大部分は、病院経営に詳しい経営コンサルタントへの調査委託経費であり、今年度の医療需要の見通し、患者の流出入、適切な役割分担などが調査され、経営の見通しなども報告されるものと考えています。

先ほどの答弁でも、「医療資源の効果的な活用について、あらゆる角度から検討する」とあるのは、既存の県立日南病院周辺への中部病院の移転、また、将来の経営統合などの可能性もあると読み取っておかなければならないと考えております。年度内には基本的な方向をまとめるということでございますので、ちょっと性急過ぎるのではないかと考えておりますが、その

検討の過程では、市と連携し、住民への情報提供や説明なども丁寧に行っていただくようお願いしておきます。

さて、私の過去の一般質問で、地域医療の確保、救急搬送の受入れなどを取り上げてきましたが、最終的には医師の不足が課題であることから、抜本的な医師確保の取組が必要ではないかと訴えてまいりました。

特に、市町村にある公立病院は、独自に医師を確保することは容易ではなく、県や宮崎大学などの協力を得ながら取り組んでいる状況でございます。

こうした中、知事は、県により50名の医師を確保し、市町村の公立病院へ計画的に派遣するシステムを構築すると表明されましたが、表明に至った背景や知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、厚労省が定めます九州で唯一の医師少数県でありまして、また、医師の偏在や高齢化が課題となる中で、県民の皆様からは、地域医療の存続を危ぶむ切実な声を多く伺っております。医師確保に向けた対策は、本県の最重要課題であると認識しております。

本県で働く若い医師を増やすため、これまで、医師修学資金貸与や宮崎大学医学部における地域枠の拡充に取り組んできております。一定期間、医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムを適用させることで、中山間地域等で勤務する医師は着実に増加してきております。

県民の皆様が住み慣れた地域で安心と希望を持って暮らしていくためには、持続可能な医療体制の確保が不可欠でありますので、市町村や医師会、宮崎大学などの関係機関と連携し、地域医療の核となる公立病院へ医師を派遣する新

たな仕組みを構築してまいります。

○黒岩保雄議員 50名の確保は大変高いハードルと認識しておりますが、それに挑戦するという意気込みや熱意は大いに評価したいと思います。今後、具体的な計画が策定されるように、よろしくお願いいたします。

食料システム法が本年4月1日に施行され、米のコスト指標では、精米5キロの場合2,816円、これに生産から販売までの各事業者の利益も考慮すると、店頭価格は5キロ3,000円台中頃になると見られています。実際には、当事者間での交渉次第で、どれだけ価格に反映できるか焦点となるところでありますが、生産者にとって所得の向上につながるものとして注視していきたいと思います。

そうした一方で、米離れが進んでいます。米の業界団体、米穀安定供給確保支援機構がこのほど発表した消費動向調査結果によりますと、2025年度の日本の1人1か月当たりの米の消費量は4,435グラム、前年より6.1%減少し、7年ぶりの低水準となりました。需要が減れば米価は下がり、生産者が減少するということも危惧されます。

食料システム法により、適正な価格での取引が期待される一方で、米離れが進む中、米の消費拡大に向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 米の需要減少は、米農家の経営や基盤である水田の維持に大きな影響を与えることから、米の消費拡大を図ることは大変重要であります。

このため県では、関係団体と組織する宮崎県米消費拡大推進協議会におきまして、小学生に対する米づくり体験等の食育活動や、県内飲食店82店舗と連携した県産米応援フェア、スポー

ツイント等での県産米プレゼントなどに取り組んでおります。

また、米の新品種「ひなた舞」の販売開始に当たって、ロゴやキャラクターのデザイン制作を佐土原高校にお願いし、県産米のPRに活用することとしております。

今後とも、関係団体と連携し、米の消費拡大に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 様々な取組をされているということが分かりました。本県単独の取組だけでは解決できる問題ではございませんが、他県にも働きかけができるような先駆的な取組も目指していただきたいと思います。

令和6年4月に、県内のJAが合併し、JAみやざきが誕生いたしました。そして、令和9年7月には、広域本部制となり、各広域本部の区域が拡大します。これにより、従来にも増して、各本部内、JAみやざき管内の物流が活発になってきています。

こうした中、物流の2024年問題もあり、物流事業者が減少し、農産物の物流にも支障が出てきていると伺っています。

そこで、県内における農産物の安定的な輸送体制の構築に向けた県の認識と取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農産物の県内流通については、トラックドライバーの不足や労働時間規制の強化などに伴い、物が運べなくなるという危機感やその懸念が高まっており、持続可能な輸送体制への転換が必要であります。

このため県では、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略に基づき、輸送網の集約や荷役軽減などに取り組んでおります。

具体的には、農産物輸送については、県とJ

A、県トラック協会等で構成する協議会で、地域をまたいだ集荷場間での荷物の積み合わせや、パレット化による積卸し時間の短縮などを進めているところです。

県としましては、JAの広域本部への移行や選果場の集約も見据え、地域で連携した物流効率化の取組をさらに進めてまいります。

○黒岩保雄議員 荷物の積み合わせやパレット化をしているということでございました。また、地域で連携した物流効率化の取組を進めるということでございますので、JAの地区本部ともしっかりと連携して進めてほしいと思います。

次に、畜産についてお尋ねします。

昨日の野崎幸士議員の質問と重なる部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

現在、子牛の競り価格は、地元の南那珂地域家畜市場では、5月の平均価格が税込みで85万円を超える状況にあります。子牛を出荷する繁殖農家としては一安心という話が出ているところであります。

しかし一方で、肥育農家にとっては、導入する子牛の価格が高くなると経営に直結する状況であり、さらには様々な資材価格が高騰し、生産コストが上がってきているところであります。今後、コストに見合う形で枝肉価格が上昇しなければ、大変厳しくなってくると言わざるを得ないところでございます。

この子牛価格が高くなってきている要因の一つとして、繁殖雌牛の飼育頭数の減少に伴い、出荷子牛の頭数が減ったことがあると聞いています。これは、担い手不足や高齢化などによる農家戸数の減少と、国が繁殖雌牛の増頭から維持に方向転換した結果であると伺っています。

これまで本県は、子牛の一大産地として、全国から本県の子牛を求めて購買者が来られています。つまり本県は、子牛供給基地として重要な立場であると考えています。

そこで、子牛供給基地として県はどのようなことに取り組んでいるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 子牛の出荷頭数が減少傾向にある中、安定供給を図るためには、母牛の分娩間隔短縮や子牛の事故率低減等により、生産性を高めていくことが重要であります。

県では、母牛の分娩間隔短縮のため、令和5年度以降、国の事業も活用しながら、生産性の低い高齢母牛の更新を支援しており、令和7年度までの3年間で、約6,000頭の入替えが進んでいます。

また、子牛の事故率低減等を図るため、獣医療に関するNOSA Iのノウハウを活用し、母牛の繁殖管理から子牛の育成管理を関係機関と一体的に進める指導を今年度より開始したところです。

引き続き、子牛の供給基地として、生産基盤の維持・強化に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 分娩の間隔の短縮や子牛の事故を減らす取組のほか、今年度は繁殖管理と育成管理を一体的に進める指導を始めたということでございますので、引き続き子牛の生産頭数の確保に努めていただきたいと思います。

それでは最後の質問です。

来年8月に北海道で開催される第13回全国和牛能力共進会まで、いよいよ1年余りとなりました。

本県はこれまで、史上初となる、4大会連続で最高賞である内閣総理大臣賞を受賞という偉

業を達成いたしました。北海道大会での好成績にも期待を寄せているところであります。

そうした中、この偉業がもっと活用され、農家の手取りに反映されるなど、さらに見える形で効果が現れることが重要ではないかと考えています。これらの効果が農家のモチベーションにもつながると思います。

そこで、昨日の福田新一議員も同様の質問がありましたが、知事に、全共に取り組む意義と、その成果をどのように活用して畜産の振興を図っていくのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この全共は、和牛の改良成果を競い、ブランド価値を向上させ、ひいては、我が国畜産業の持続的な発展につながる重要な意義があります。回数を重ねるにつれ注目度もますます高まり、産地間の競争もさらに一層熱を帯びているものと実感しております。

私自身も、平成24年の長崎全共から、県推進協議会の名誉会長として、生産者や関係団体の皆様と共に全力で挑んできたところであります。その結果、史上初の4大会連続内閣総理大臣賞の受賞という最高の形で関係者の努力が実を結んだものと、大変ありがたく受け止めております。

この成果を生産者の皆様に確実に還元していくため、「おいしさ日本一宮崎牛」という称号の下、国内外でのプロモーションを展開しており、牛肉の輸出量は、この10年間で約10倍まで拡大しております。海外でも、松阪や神戸に次いで宮崎牛という名前が語られるようになっていると、そのような報告も受けております。

また、アカデミー賞のアフターパーティーで毎年宮崎牛を採用いただいているウルフギャング・バック氏からは、昨年、本県を訪問された際、「軟らかく風味豊かで、世界一の牛肉だ」

という高い評価を直接いただいております。

さらに、かつて全共に出場した高校生が、今では生産者として県内の共進会でも活躍するなど、次世代を担う若手生産者が着実に育っていることも大変心強く感じているところであります。牛も育ち、人も育つという、よい循環ができてきております。

全共で優れた成果を収めることは、生産基盤の強化はもとより、本県畜産業の将来を支える人材の育成にもつながるものと確信しております。引き続き、チーム宮崎として生産者や関係団体等が一丸となり、全国で評価される牛づくりに取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 日本一の称号は、特に海外で注目を集めているというふうに伺いました。輸出量が10年間で10倍に拡大したのも、その現れだと思っています。ただ、県全体の出荷頭数から見た場合に、輸出している宮崎牛の割合はまだまだ少なく、伸び代があるということでございますので、さらに日本一の称号を最大限に活用していただきたいと思います。

今回の質問では、高校教育、県立病院など、環境の変化により課題が膨らむ中、河野県政がどのように適応していくのか確認させていただきました。これから協議するもの、計画を策定するものも多くあり、これからが大きな山場を迎えるものと思います。厳しい時代ではございますが、一丸となって難局を乗り切ってほしいと思います。私も、未来の宮崎のため、微力ながら協力していきたいと思います。

最後に、佐藤副知事、今回で国に帰られるということでございます。思いを声にして言いますと、人事案件のときの写真を見たら非常に怖い方だなと思っておりましたが、実際にお付き合いさせていただくと、非常に温和ですばらし

い方だなと思っております。

宮崎県では、まだまだ東九州自動車道はつながっておりません。牛の峠の整備も始まりました。どうぞ国に帰られても、宮崎を第二のふるさとと思って御尽力いただきまして、御活躍されますことをお祈りし、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会